

# 國百十三回 參議院農林水產委員會會議錄第六號

昭和六十三年十二月十五日(木曜日)

午前十時開会

十二月七日

委員の異動

十二月十日

辞任

浦田

勝君

十二月十四日

辞任

梶木

又三君

十二月十五日

辞任

本村

敦君

十二月十六日

補欠選任

秋山

長造君

十二月十七日

補欠選任

一井

淳治君

十二月十八日

補欠選任

菅野

久光君

十二月十九日

補欠選任

八百板

正君

十二月二十日

補欠選任

諫山

博君

十二月廿一日

補欠選任

下田

京子君

十二月廿二日

補欠選任

小西

博行君

十二月廿三日

補欠選任

山田耕三郎君

十二月廿四日

補欠選任

佐藤

隆君

十二月廿五日

補欠選任

秋山

長造君

十二月廿六日

補欠選任

初村滝一郎君

十二月廿七日

補欠選任

星

秋山

長造君

十二月廿八日

補欠選任

出口

廣光君

十二月廿九日

補欠選任

一井

淳治君

十二月三十日

補欠選任

菅野

久光君

十二月卅一日

補欠選任

八百板

正君

十二月卅二日

補欠選任

諫山

博君

十二月卅三日

補欠選任

下田

京子君

十二月卅四日

補欠選任

小西

博行君

十二月卅五日

補欠選任

山田耕三郎君

十二月卅六日

補欠選任

佐藤

隆君

十二月卅七日

補欠選任

秋山

長造君

十二月卅八日

補欠選任

初村滝一郎君

十二月卅九日

補欠選任

星

秋山

長造君

十二月四十日

補欠選任

出口

廣光君

十二月廿一日

補欠選任

一井

淳治君

十二月廿二日

補欠選任

菅野

久光君

十二月廿三日

補欠選任

八百板

正君

十二月廿四日

補欠選任

諫山

博君

十二月廿五日

補欠選任

下田

京子君

十二月廿六日

補欠選任

小西

博行君

十二月廿七日

補欠選任

山田耕三郎君

十二月廿八日

補欠選任

佐藤

隆君

十二月廿九日

補欠選任

秋山

長造君

十二月卅日

補欠選任

初村滝一郎君

十二月卅一日

補欠選任

星

秋山

長造君

十二月卅二日

補欠選任

出口

廣光君

十二月卅三日

補欠選任

一井

淳治君

十二月卅四日

補欠選任

菅野

久光君

十二月卅五日

補欠選任

八百板

正君

十二月卅六日

補欠選任

諫山

博君

十二月卅七日

補欠選任

下田

京子君

十二月卅八日

補欠選任

小西

博行君

十二月卅九日

補欠選任

山田耕三郎君

十二月四十日

補欠選任

佐藤

隆君

十二月廿一日

補欠選任

秋山

長造君

十二月廿二日

補欠選任

初村滝一郎君

十二月廿三日

補欠選任

星

秋山

長造君

十二月廿四日

補欠選任

出口

廣光君

十二月廿五日

補欠選任

一井

淳治君

十二月廿六日

補欠選任

菅野

久光君

十二月廿七日

補欠選任

八百板

正君

十二月廿八日

補欠選任

諫山

博君

十二月廿九日

補欠選任

下田

京子君

十二月卅日

補欠選任

小西

博行君

十二月卅一日

補欠選任

山田耕三郎君

十二月卅二日

補欠選任

佐藤

隆君

十二月卅三日

補欠選任

秋山

長造君

十二月卅四日

補欠選任

初村滝一郎君

十二月卅五日

補欠選任

星

秋山

長造君

十二月卅六日

補欠選任

出口

廣光君

十二月卅七日

補欠選任

一井

淳治君

十二月卅八日

補欠選任

菅野

久光君

十二月卅九日

補欠選任

八百板

正君

十二月卅日

補欠選任

諫山

博君

十二月卅一日

補欠選任

下田

京子君

十二月卅二日

補欠選任

小西

博行君

十二月卅三日

補欠選任

山田耕三郎君

十二月卅四日

補欠選任

佐藤

隆君

十二月卅五日

補欠選任

秋山

長造君

十二月卅六日

補欠選任

初村滝一郎君

十二月卅七日

補欠選任

星

秋山

長造君

十二月卅八日

補欠選任

出口

廣光君

十二月卅九日

補欠選任

一井

淳治君

十二月卅日

補欠選任

菅野

久光君

十二月卅一日

補欠選任

八百板

正君

十二月卅二日

補欠選任

諫山

博君

十二月卅三日

補欠選任

下田

京子君

十二月卅四日

補欠選任

小西

博行君

十二月卅五日

補欠選任

山田耕三郎君

十二月卅六日

補欠選任

佐藤

隆君

十二月卅七日

補欠選任

秋山

長造君

十二月卅八日

補欠選任

産振興事業団理事長今村宣夫君の出席を求める  
と存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(福田宏一君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。

○委員長(福田宏一君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。村沢牧君 大臣、モントリオールの閣

出席され 大麥御苦勞さんでした ウルクアヘン  
ノウンドの中間見直しは、農業問題について米国  
をつゝ討立にて事実上の決裂をして、日本

とECCの成立によって事実上の決着をして日本との米市場開放問題はその陰に隠れて論議になることはなかつた。しかし、これで米市場開放が免れないと判断することはできない。今後いつどのようない場所で米問題が論議されると理解されていますか。

○國務大臣（佐藤蔵君） 従来から申し上げてまいりましたとおり、我が方といたしましては、それぞれの国々を抱くこれら困難な問題、そういうふうのものを

その匡団が抱える困難な問題、それをどうもするのをうなづかず、ウルグアイ・ラウンドの場で持ち出して議論をするときには、日本の農産物についても米を含む農産物について議論をするにやぶさかではない。そうした議論の場ができる場合は私どもも逃げない、議論をいたしましよう、こういうことを申し上げてきたところですがございまして、そのことに何

○村沢牧君　いつごろになるんですか  
の回答(正解)　二月二二日

○國務大臣(伊藤博文君)　この十二月の中間いよいよが、実質的には四月に延長されたという言い方

持ち出せばそこで出でると云ふことやうな気があつた。

は、その中にあつて我が國も米を含む農産物問題について議論することはやぶさかではないと、こう言つてゐるわけですから、まずやつぱりおつし

やるようになルールづくり。しかしその間にみんなが持ち合ってやろうということになればそれは議論しましようよと、こうなつておるということを

つけ加えて申し上げたわけでございます。

態度は変わることはないというように思います。  
そこで、さきにRMAの提訴をヤイター通商代

表が却下した際、ウルグアイ・ラウンドの中間レピューにおいては前向きな姿勢を示しなさいと言

われた。しかし、リン農務長官は、ウルグアイ・ラウンドの場はそういう場ではないと言つてい

る。ウルグアイ・ラウンドの場はルールづくりの場であるとすれば米問題は二国間で話をしましょ

うということにつながつてくるというふうに思う  
んですが、そういうことなんですか。

○国務大臣(佐藤隆君) 重ねて申し上げますが、  
ウルグアイ・ラウンドの場において話題になるこ

とについて二国間で話し合うことはない。米は、日米二国間で今後とも話し合うことはないと申し

○村沢牧君 それでは、くどいようですけれど  
上げておきたいと思います。

も、リン農務長官が言わしたこと、日米二国間の問題それから個別品目について話し合う場ではな

い、ウルグアイ・ラウンドはと、リン農務長官は言っている。これと食い違つてくるじゃないですか

か、あなたの言うことは。だから、リン農務長官がそういうことを言つてはいるということは、米の

問題は二国間で話し合いをいたしましようよといふことにつながつてくると思うんですよ。そういう

○国務大臣(佐藤隆君) うことはないですか。

いかもしれませんが、私は、リン農務長官の方から私どもが従来承知をしておることをわざわざ今

を押された、米の問題については一国間では扱わない、こう向こうから発言があつたということを

でつけ加えて今申し上げたところでございます。

○村沢牧君 ヤイター米通商代表は、中間レビューにおいて日本の姿勢を評価しておったのですが、これが報道されていますが、このことは、米国とECとの対立の中で日本が米国側の立場に立つて行動したので評価をされたのですか、あるいはRM A却下の条件を真摯に受けとめて、市場開放についても前向きな姿勢をもつて話し合いをしていましたが、そういう態度があったから評価をされたのかどうか、その辺の見解を聞きたいというふうに思いますし、ヤイターさんは今度新農務長官に就任をされるということである。そうすると、米の市場開放要求は一層強くなるのではないかというふうに思うのです。日本に対して十二品目から牛肉・オレンジ・米まで市場開放をして丸裸にした、そしてやっぱりウルグアイ・ラウンドの交渉はECと米国との交渉が主要な対立点になるところですね。日本は、このようにすべてアメリカの言うことを聞いて市場開放をした、世界で一番農産物を輸入する日本が市場開放したんだと、だからECもしなさい、そういうことに我が国の立場が利用されることになつてくる懸念もあるといふふうに思ふんですが、その辺心配ありませんか。

○國務大臣(佐藤隆君) おっしゃるような心配はないものと心得ております。

アメリカ側が日本の協力を評価したということは、窓口であります外務大臣、なぜ外務大臣と申し上げるかといえば、農業問題だけではなく知的所有権の問題やらたくさんあるわけでございます。そういうのを全部ひつくるめて、友好国であるアメリカは日本の態度について評価をしたということでございましょう。私は、私自身が、米についても逆にアメリカは私たちの主張をある程度評価してくれたな、こう思つております。粘り強くやつてきたかいはあつたな、こう私は思つております。

大体そういうことでござりますけれども、けさほどの私もニュースを見ましたが、ヤイターUSS TR代表が今度は農務長官になられるというよ

な報道は私も見ました。それによって、どのような態度でどのようない理屈でどう出てこられるのか、それは予測しがたいところでございますが、私は新しいルールづくりに積極的に対応をしていくという従来の方針特に米につきましては、これはウルグアイ・ラウンドの場で、再々申し上げますが、各国が抱える困難な問題を持ち出して一緒に議論をすることはやぶさかではない、この態度は貫き通したい、こう申し上げてきたところであり、きょうもまたこの場でそのとおり申し上げる次第でございます。

○村沢牧君 新しい農務長官が、どういう条件でどういう態度でもつて日本に要求してこようとしても、我が国としては日米二国間で米問題について協議することはない、絶体ないともう一回答弁してください。

○國務大臣(佐藤隆君) もう一回答えろということで、――ちょっと聞き取れなかつたものですから失礼いたしました。

私が、今申し上げたとおりでございますので、そのとおり受けとめていただきたい、こう思つております。

○村沢牧君 日本国政府の、また大臣の米問題に対

しては、その側の方の報道、一部報道関係者からも緒に議論をすることはやぶさかではない、この態度は貫き通したい、こう申し上げてきたところであり、きょうもまたこの場でそのとおり申し上げる次第でございます。

○村沢牧君 新しい農務長官が、どういう条件でどういう態度でもつて日本に要求してこようとしても、我が国としては日米二国間で米問題について協議することはない、絶体ないともう一回答弁してください。

私が、今申し上げたとおりでございますので、そのとおり受けとめていただきたい、こう思つております。

○國務大臣(佐藤隆君) 次の問題に移りますが、去る十一月二十一日、本院本会議における私の質問に対する竹下総理は、牛肉・かんきつ交渉は日米間の共同作業で決着したものであるという答弁をしていましたから私とヤイター代表との間で、また実務者は実務者同士の間で共同作業をやつてきたことは事実でございます。

○村沢牧君 私は、共同作業という言葉はそういうときにはあんまり使わないと思うんですね。共同作業ということは、牛肉・オレンジを自由化されると、そこで、外交交渉でございますので、譲るべきは確かに譲りました。しかし、全部譲ったと言われると、私も何かこう言いたいような気持ちも困難だということで主張をいろいろ考えてまいりましたが、それを言つちやいけないと思つて、私はそういう意味では、それらのことも含めて内心じくじたるもののはございませんけれども、私はまず日本の国家主権というものを守るというふと、そして後、実務的に話し合つた結果がどのようにまとまるか、まとまつても国内の畜産業に対する存立を守るために、外交交渉の話し合いの結果だけ満足のいくものができるであろうか、それは当初より懸念をいたしておりました。

しかし、その場合は国内政策によつてこれを補完し、そしてあわせてその存立を守るということを絶対にしなければならぬ。そうでなければうそをついたことになると思ったのですから関係各大臣の、私を含め八閣僚の署名、これを背景に私は話を進め、そして外交交渉が終わつた直後直ちに国内対策に取り組み、そして今まで御審議をい

で来たなど私は感謝を申し上げておきたい、こう思つております。

しかし依然として、一部報道によれば現地でもそうであったがごとく、そういうことになつておるのに日本の側の方の報道、一部報道関係者からも米はいいんだか、いいんだかと聞いておるんですから。ヤイターさんに聞き、リンさんに聞いておるんですから、また私に聞くんですから、もうしつこい以上の話でございまして私はあきれ物が言えない。私がまあ冷静に対応する、常識的、冷靜にといつて出かけましたけれども、やや冷靜を欠くような私もいら立ちを感じたということもつけ加えておきたいと思います。

○村沢牧君 次の問題に移りますが、去る十一月二十一日、本院本会議における私の質問に対する竹下総理は、牛肉・かんきつ交渉は日米間の共同作業で決着したものであるという答弁をしていましたから私とヤイター代表との間で、また実務者は実務者同士の間で共同作業をやつてきたことは事実でございます。

○國務大臣(佐藤隆君) 真意と言われると、一口で言えば、二国間で話し合つたことは事実でございましたから私とヤイター代表との間で、また実務者が、まだ本会議におきまして何回か質問もし、要請もして、米は完全自給をするという国会決議を尊重して政府は毅然たる態度をとつて今後とも交渉に当たられたいと要請してまいりましたが、このことについてこの席で改めて確認をしておきたいと思いますが、よろしいですね。

○國務大臣(佐藤隆君) 先ほど私が、粘り強くやつてきたかいがあつたかな、アメリカが我が国の事情を少しでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつてくれたかな、そういう評価を私は申し上げましたが、私だけが粘り強くやつてきたのではないか、アメリカが我が國のことを少しだけでもわかつimately、私は心配しますので、米国へ行つては先方の言うことを受け入れて、国内へ向けては共同作業でやりました。そんな態度であつてはいけないと思うんです。私は、共同作業という言葉は牛・オレンジの交渉については当てはまらないと思うんですが、どうですか。

○國務大臣(佐藤隆君) 実は私そこまで、何といふか詳しく述べ込んで共同作業という言葉を考えておらないわけでございます。そういう点では、基本的に共同作業というものは普通こんなときに使うものじゃないと思っておられるあなたとの意見の違いは、これは率直に認めます。

ことしの一月、竹下・レーガン会談において積み残された困難な問題を日米共同で、共同で竹下総理は、牛肉・かんきつ交渉は日米間の共同作業で決着したものであるという答弁をしていましたから大臣にその真意を聞きたいと思います。

ことしの一月、竹下・レーガン会談において積み残された困難な問題を日米共同で、共同で竹下総理は、牛肉・かんきつ交渉は日米間の共同作業で決着したものであるという答弁をしていましたから大臣にその真意を聞きたいと思います。

○國務大臣(佐藤隆君) 真意と言われると、一口で言えば、二国間で話し合つたことは事実でございましたから私とヤイター代表との間で、また実務者は実務者同士の間で共同作業をやつてきたことは事実でございます。

○村沢牧君 私は、共同作業という言葉はそういうときにはあんまり使わないと思うんですね。共同作業ということは、牛肉・オレンジを自由化されると、そこで、外交交渉でございますので、譲るべきは確かに譲りました。しかし、全部譲ったと言われると、私も何かこう言いたいような気持ちも困難だということで主張をいろいろ考えてまいりましたが、それを言つちやいけないと思つて、私はそういう意味では、それらのことも含めて内心じくじたるものはございませんけれども、私はまず日本の国家主権というものを守るといふと、そして後、実務的に話し合つた結果がどのようにまとまるか、まとまつても国内の畜産業に対する存立を守るために、外交交渉の話し合いの結果だけ満足のいくものができるであろうか、それは当初より懸念をいたしておりました。

しかし、その場合は国内政策によつてこれを補完し、そしてあわせてその存立を守るということを絶対にしなければならぬ。そうでなければうそをついたことになると思ったのですから関係各大臣の、私を含め八閣僚の署名、これを背景に私は話を進め、そして外交交渉が終わつた直後直ちに国内対策に取り組み、そして今まで御審議をい

う状況にございまして、必然的に輸入に頼る必要がある、こういう状況にあるわけでございます。こういった状況下で通常時の税率なりあるいは緊急事態における一連の国境措置がとられておるわけでございますが、通常時の国境措置といたしまして、アメリカは御承知のとおり一ポンド当たり二セントという従量税を課しておりますが、これを従価に換算をいたしますと大体二%程度の低率関税でございます。

これに対しまして、今回私どもが合意の中で確保しております通常関税率については、若干の遞減がございますが、初年度七〇%、二年目が六〇%、三年目以降については五〇%という相当高い税率を確保しております。そしてまた、緊急時の措置としましてアメリカの食肉輸入法が決めております措置というのは、過去の一定期におきます、安定的な時点におきます輸入量をベースにして、それの一〇%程度の数量といふものをめどに必要があれば輸入制限措置をとる、数量制限をするという形を持っておりますが、現実にこの輸入制限措置が発動されたことは、御承知のとおり七年のたしか第三・四半期の三ヶ月間といふように私ども承知をしております。ただ、このよきな制度を背景にして輸入国側に事實上自主規制を求めるというふうな実態があるわけでございます。

一方、今回の合意の中で確保しました我が方の緊急調整措置といつましても、詳細御承知のところではございませんが、最近におきます輸入量の増加テンポを踏まえまして、それが一定水準を超える場合には相手国側と話をして数量規制をしていく、あるいはまたそれが不可能な場合には、通常税率にさらに二五%を上積みするいわば調整税率を上乗せをするというふうな形で緊急調整措置をして、これらの事情を総合的に考えてみますと、いざれの国の国境措置が輸入に対して制限的であるかといふことは一概になかなか言い切れないといふふうに思っております。したがいまして、私どもとしては、確保しましたこの国境調整措置の適切な運用を通じ

まして、国内の肉用牛生産の環境を十分に確保していくものというふうに考えておるところでございます。

○村沢牧君 局長に最初にお願いしておきますが、非常に懇切丁寧に答弁してくださっているのは結構なんですか、私の質問の時間もありますから、私も今まで衆議院のあなたたちが答弁した会議録を全部読んでいますから、簡潔にひとつ質問に答えてもらいたいというふうに思うんで

す。  
そこで、今お話をあつたように関税率がなるほど当初は高い、じゃ六十九年度以降も五〇%なら五〇%関税率を確保していくという自信があるのかどうか。これまで、ウルグアイ・ラウンドの問題でありますが、そのことなくしてその三年間ぐらいい高いなんていふ、そんなことでもって平等ではないなんて言えたあればいいと思います。さらには、輸入制限措置についても、日本は前年に比べて二〇%増加すれば輸入制限措置を講ずるの実態はどうか。アメリカは六%ぐらいの輸入に対して一〇%前年に比べて多くなれば輸入制限措置を講ずる。日本は五〇%も輸入しているんですけど、それに対しては二〇%ふえなきや輸入制限措置が講じられない、これでもつて不平等とは言えないでしようか。

○政府委員(京谷昭夫君) 先ほど申し上げましたとおり、それぞれの国の生産構造なり需給事情といふもの、さらにまた通常時の関税率等も含めて総合的に判断しまして、私どもどちらの国が輸入に対してより制限的であるかというふうなことは一概に言いたくないということを申し上げております。

そこで、政府は国境措置と国内措置を講ずることによって、牛肉・かんきつ生産の存立を守り得るとの判断に立つて決断をしたと言っています。自由化後、牛肉生産は現在と比較してどのような形態で存立するのか、将来展望を示していくと

いうふうに合意されておるわけでございますが、私どもは国内の生産の存立を守つていくくといふ観点で、この交渉に臨んで必要な関税率水準は確保したいと、うふうに考えておるわけでございます。また、ウルグアイ・ラウンドでは、当然のことながらアメリカの食肉輸入法そのものについても論議の対象になります。それにに対するアメリカ側の対応といふことも当然議論の対象になつてくるというふうに考えておるところでございま

す。  
○村沢牧君 だから、六九年以降の関税率についても絶対こういうふうにいたしますという自信のほどもないと思う。ここで議論したってその結論は出ないと思います。ですから、そういう状態であります。でも私が申し上げた理由等によつて私はこの輸入制限措置については不満足である、しかし合意をしてしまつた、直ちにこれを変更することもできないであろう。そうすると大臣、自由化後日米間にいろいろな問題が発生するありますけれども、輸入制限についての実態はどうか。アメリカは六%ぐらいの輸入しれないと思うんですよ、国内生産に対するもの実態はどうか。アメリカは六%ぐらいの輸入しれないことをひとつ確約していただけませんか。

○國務大臣(佐藤隆君) 先ほど、委員おっしゃいましたように、おまえもいつまでやつてゐるかわらぬが、こういう話がございましたが、私が今日の肩書があろうとなからうと私自身が交渉の責任者として、また国内措置をとつた責任者として私がとるべき責任、私が果たすべき役割、いかなる肩書にあろうとも私は責任を負わねばならぬ、かようかたい決意を持つておるところでございま

す。

○村沢牧君 ちょっと局長、発言中ですが、私の質問が理解されておらないようですから。

どういう形態で存立するかということで、私は酪振法のそんなのを聞いているわけじゃないんですね。今現在、繁殖經營はこうだ、肥育經營はこうですよ。今現在、繁殖經營はこうだ、肥育經營はこうだ、自由化になつても今までのとおりやつて

いるんですよ。

○政府委員(京谷昭夫君) 端的に申し上げまして、先ほど申し上げましたように、輸入枠撤廃に伴いまして国産牛肉についての価格低下が不可避である、それに対応して經營を維持していくためには繁殖經營、肥育經營双方について相当の構造改善、生産性向上、生産コストを引き下げるための構造改善が必要であるといふふうに考えておるわけございまます。したがいまして、現象としては、経営規模の拡大がありますとかあるいはまた土地利用の向上等々を通じまして生産コストを下げるような經營構造というものをつけつていかなければいけない、またそのためには必要な施策とい

うものを私どもとしても進めていかなければいけない、かように考へておるところでございます。

○村沢牧君 委員長にお願いしますけれども、法案を提出して、与党の議員がこんなことじや質問できませんよ。やめますわ、責任があるよ。定数ないじやないか。

○委員長(福田宏一君) 今電話をかけて集めておられますから。

○村沢牧君 冗談じやない、政権政党が法案を提案して、何ですかこれ。

○委員長(福田宏一君) 質疑の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

午前十時四十一分休憩

#### 午前十時五十八分開会

○委員長(福田宏一君) 休憩前に引き続きまして、質疑を行います。

○村沢牧君 自由化後、牛肉の存立がどのような形態で残っていくかということについては、今局長が言われたような酪肉振興法の指導、生産条件等を整えていかなければなかなか現在のような情勢では残つていかない、そのことを私は言えるといふふうに思ふんです。

そこで、農基法の第八条には、重要農産物の長期見通しを立てて公表しなければならない、こういうことを規定しているわけなんです。自由化になつても牛畜生産が存立し得るという判断に立つとするならば、需給の中長期見通しを明らかにしそれを達成するための政策を開拓する責任が政府にはあると思う。牛畜需給の長期見通しはどうなつていますか。

○政府委員(浜口義晴君) だいま村沢先生からの御指摘の点でござりますが、農産物の需給と生産の長期見通しにつきましては、現在五十五年十一月に閣議決定されました六十五年度を目標年次といたします見通しがございますが、だいま先生のお話ございました点に関連いたしまして、農業者が将来を見通しつつ當農を展開することがで

きるよう、大臣からの指示に基づきまして、農林水産省事務当局といたしまして改定の検討に着手したところでございます。それに関連をいたしまして農政審議会の企画部会に小委員会を設けていただけを考へても、当然のこととしてその需給ができるよう事務当局あわせて現在検討に入つたところでございます。

○村沢牧君 六十五年度までの長期見通しはある。それはもううんと狂つてますね。だから、この見通しは改定しなければならないということは当委員会でも何回か指摘をしてきたところなんですよ。しかし、一向に政府はこの見通しを立てることができない。牛肉が自由化になつても存立し得るというならばその見通しを明らかにすべきだと思うんですね。それすらできなくて存立得るなんて大きなことは言えるわけがないと思うんです。

○委員長(福田宏一君) 休憩前に引き続きまして、質疑を行います。

○村沢牧君 ここで、農基法の第八条には、重要農産物の長期見通しを立てて公表しなければならない、こういうことを規定しているわけなんです。自由化になつても牛畜生産が存立し得るという判断に立つとするならば、需給の中長期見通しを明らかにしそれを達成するための政策を開拓する責任が政府にはあると思う。牛畜需給の長期見通しはどうなつていますか。

○政府委員(浜口義晴君) だいま村沢先生からの御指摘の点でござりますが、農産物の需給と生産の長期見通しにつきましては、現在五十五年十一月に閣議決定されました六十五年度を目標年次といたします見通しがございますが、だいま先生のお話ございました点に関連いたしまして、農業者が将来を見通しつつ當農を展開することがで

期見通しというものを立てるることは極めて重要なことでございます。そして、バックグラウンドとして国際化のテンポが非常に速く進んでおる。その点だけを考えても、当然のこととしてその需給見通しというものを改定するということで、当院においております。できるだけ早期にこの改定作業ができるよう事務当局あわせて現在検討に入つたところでございます。

○村沢牧君 六十五年度までの長期見通しはある。それはもううんと狂つてますね。だから、この見通しは改定しなければならないということは当委員会でも何回か指摘をしてきたところなんですよ。しかし、一向に政府はこの見通しを立てることができない。牛肉が自由化になつても存立し得るというならばその見通しを明らかにすべきだと思うんですね。それすらできなくて存立得るなんて大きなことは言えるわけがないと思うんです。

○委員長(福田宏一君) 休憩前に引き続きまして、質疑を行います。

○村沢牧君 ここで、農基法の第八条には、重要農産物の長期見通しを立てて公表しなければならない、こういうことを規定しているわけなんです。自由化になつても牛畜生産が存立し得るという判断に立つとするならば、需給の中長期見通しを立てて守るべきものは守つていくんだ、その方針をはつきりしなければいけないと思ふんです。長期見通しを立てなさい、見通しなさいといふことはもう何回も言つていいけれども、やつとその作業に着手したとか、いろいろなことを申しますが、一体こんなことでいいのかどうか。大臣は、そういう見通しを立てなさいといふことを指示しているんですか、どうです

○國務大臣(佐藤隆君) 決して気張つて言うわけではありませんけれども、おつしやるように長

ては、算出方法についても現時点では固定的な認識を念頭に置いていない、今後検討していく、現在の価格安定制度の水準が一つの目安になるのではないかというようなことを繰り返し答弁しておりますが、私はこの程度の答弁では納得することができないんです。ですから、自由化になつたけれどもこのように保証基準価格はつくりますから安心をしてください、そのことが言えるような答

弁でなくてはこの法律を承認してくれといつたつて無理なんですよ。

そこで、この保証基準価格というのは、今まで政府の出している農産物の行政価格を見ても、生産条件及び需給事情その他の経済事情をしんしゃればならない、そのことについて審議会の企画部会にお願いをしている、そして各層の方々の御意見を聞いておる、そして御勉強をいただいておる。

それを受けて、それを参考として私どもの、農林水産省としてのちゃんととしたものを決めたい、どうぞそういうことになるのじゃないかと思うんです。

○村沢牧君 牛肉に限らず、すべての重要農産物の見通しを立てる責任がある。これは法律で決められておるんですよ。そのことを出してこそ初めて自由になつても牛畜の存立があるんだ、そういうことが言えるわけですね。そういうことを國民の前に、農民の前に明らかにせずして、ただただ牛畜の生産条件を考慮して再生産が確保できる水準、そのことを第一義的に考えるべきだ、このことに対する見解を承りたいし、強く私はそのことを求めたいと思うんです。

○政府委員(京谷昭夫君) 先生御指摘のとおり、ただいま御審議をいただいております法案の中に織り込まれておる肉用子牛の価格安定制度の運用に当たりまして、保証基準価格というものをどう設定していくかというのは大変バイタルな要素であるということを私ども考えております。

その決め方につきましては、先生だいま御指摘のございましたように、私ども、現時点では具体的な算定方式なりそれに基づく算定値がいかなるものになるかということを固定的にまだ持つておるわけではございません。繰り返しで恐縮ですが、その算定方法いかんにあるわけですね。局長は、今までの答弁で保証基準価格について

あります。

この問題をめぐらまして、先生御指摘あります  
ような御議論はいろいろ関係者の中でもございま  
す。それらを今後畜産振興審議会の場等を通じて  
十分に御議論を願い、しんしゃくをして適切な制  
度運営に当たりたい、かように考える次第でござ  
る。

○村沢牧君 だから、その程度の答弁はさつきも申し上げたように、私は今までの会議録を見て全部承知しているんですよ。それでは納得できなさい。これは、畜産審議会だといったって原案を出されたのはあなた方でしょ、あなた方が出すんだから。まず、この保証基準価格は再生産が成り立つようにな生産条件を考慮して決める、そのことを第一義的に考えるべきだ。もう一回答弁してください。

○政府委員(京谷昭夫君) 御審議いただいておりまます法案で、この保証基準価格の決め方について他の価格安定制度の例に倣つた法文が予定をされておるわけでござります。この運用に当たりまして、先生の御指摘のような御意見というのも十分そんたくをしながら関係者の意見を集約し、適切な運用に当たりたい、かように考える次第でござります。

○村沢牧君 委員会の答弁では、局長がそれ以上出すことはなかなかできないと思うんだけれども、しかし私の言わんとする趣旨はわかつていませんね。政府が自由化を決定したんだから政府がそのままのべらんな措置を講じなきゃいけない。  
もう一つ。現在の水準が一つの目安になるのではないか、こういうことを考えていますということをたびたび答弁されておりますが、目安になるということは、自由化に耐え得るような生産性の向上が図れるまで少なくとも現在の水準は下回らない、このことの決意を明らかにしてもらいたいと思うんです。

もりでございます。なかなか絶対水準について、私ども固定的なレベルが現在頭にあるわけではございませんが、いろんな場で具体的なレベルについてのお話ございました際に、現在の価格安定制度で設定をしております保証基準価格というものが現実にあるわけでございまして、これにつきましては現在の価格水準を少し改定をする必要があるだろうということで、緊急対策の中で現行制度の運営の改善を図るべく検討をしておるわけでございますが、いずれにしましても、現行制度で決めております絶対水準というものが議論のスタート台として一つあるという意味で申し上げておる次第でございます。いずれにしましても、御指摘の点も踏まえ関係者の議論を十分尽くした上で適正な制度運営に当たり、所期の目的が達成されるよう努力をしてまいりたい、かように考える次第でござります。

○村沢牧君 国会答弁ということ、あるいは国会用語ということは大変に難しいことで皆さんも答弁しにくいというふうに思いますが、いずれにしても、現在の水準が目安になるということは現在の水準より低くならない、そういうことを皆さん方はおっしゃるんだ、そういうふうに私は理解しますが、よろしいですね。

○政府委員(京谷昭夫君) この制度を法案で規定しておりますように、昭和六十五年度からスタートさせるつもりでございます。その時点におきまして、私ども、現行の価格安定制度で決めております保証基準価格を引き下げるというふうな意味での実態の変化というものは予想しがたいというふうに考えております。

○村沢牧君 だから、私は現在の水準は下がらないと理解しておきますから、反論があつたら言つてください。——いいですね。

次に、繁殖農家については子牛の不足払い制度である程度は対応できますけれども、肥育については何らかの対策を講じなければ肉用牛生産農家の経営安定ができないというふうに思うんです。

○政府委員(京谷昭夫君) 牛肉の輸入枠撤廃等に伴いまして、先ほど申し上げましたように、国産牛肉の価格が一定の影響を受ける、そのことを通じて直接的には肥育経営に影響を及ぼすことは御指摘のとおりでございます。中長期的には、ただいま御審議をいただいております子牛価格安定制度等を通じまして、子牛価格の適正化を通じて肥育経営の安定を図ることが可能であると考えておりますが、そういう状況になる前に、御指摘のとおり高い子牛価格を負担した肥育経営が、その生産物の価格低下によって大変経営が難しくなるという現象が起こり得ることは私どもも認識をしております。

これに対処いたしましていかなる手を打つていいかということにつきましては、私ども、この輸入枠撤廃の時期以前にも起こり得ることでございまので、肥育経営が一定の所得水準を下回るような事態が生じた場合には、経営の継続維持が確保されるように、所要の措置をとるようなことが必要ではないかということで現在検討を進めておりまして、緊急対策の中でそういった措置についても具体化を図りたいと思っておりますし、またそれがもつと不足するという、将来的にそういう事態に対応するための施策がさらに必要であるということになりますれば、今回の法案で御審議を願っております関税收入相当額の特定財源化が予定されておりますので、それらをもとにしました対策としても将来的に検討していく余地があるのではないかというふうに考えておるところでございます。

○村沢牧君 局長、非常にいろいろと細かく説明してくださいました。もとと單刀直入に、そういう場合には補正予算を考えています、かかるべく補正予算を講じて、例えば利子はどうするんだと

か、そういうことを端的に答弁した方がすつきりいくんですから。何か対策を考えるんだと言つたつて補正予算を出すんでしょう、今度。その中でやるんでしょう。例えば無利子だとか低利だとか、そういうふうにやつて救済するんでしょう。——いいですね。答弁要りませんわ、もつとはつきり答弁しなさいよ。

そこで、肥育についても一定水準以下に牛肉価格がなった場合には不足払いをするべきではないかということがよく言われる。我が党もそういう立場に立つて政府に要求していますが、こういうことを検討したことがございますか。

時間がありませんからもう一点だけ同じ問題について申し上げますが、こういう肥育についての補てん対策を県段階あるいは団体がやつていていますね。昨日農林水産省で調べてもらつたんですが、全国で十五の団体、県がやつていてるわけですよ、県が全部やつているわけじゃありませんが。これだつて県がやつているところもあるんですから、団体がやつているんですから、不足払い制度は直ちにできぬとしてもこれに対して何らかの国が助成をするあるいは援助をする、そのくらいのことがあつてもしかるべきだと思うんです。政府の責任で自由化は決定したんですから、こういうことはできませんか。

○政府委員(京谷昭夫君) お話しのとおり、肥育牛に対する不足払いの問題というのは私どもも実は從来からいろいろ検討した経過がございます。

ただ、御承知のとおり肥育牛ということになりますと、結局枝肉についての価格補てんといふうことになるわけでござりますけれども、全国的なレベルでこれをやつしていくことになりますと品質差が子牛に比べて大変大きい、あるいは流通経路も大変錯綜しておりまして政府効果を浸透させていくのに大変難しい問題がある、技術的に対応困難であるということで、全国ベースでこのような方法をとることは不可能であるということです。子牛に対する不足払い制度と肥育の最終生産物であります牛肉そのものについての、枝肉

についての価格安定制度を基本的に従来どおり維持するということで対応をしたいと考えておるわ

御指摘のごさいました県段階で、確かに十五県ほどで自主的な形で肥育牛と申しますか、結果的には枝肉になつておりますが、それについての一定の価格保てん制度を持つておる県ござりますけれども、これはその対象が特定の流通経路に限定をしておるとか、その地域の特産物的なものをサ

○村沢牧君 難しいことは理解ができないわけで  
もないけれども、しかしこれは農協が中心となつ  
てやつていいわけです。農協も肉用牛生産に力を  
入れているんですよ。ですから、こういう制度が  
あつて県でもやつているんだから、それに対しても  
お手伝いをするぐらいな誠意は示してもらいたい  
と強く要請しておきました。

あと時間がわざかですから、畜産事業団の理事長も見えておりますので質問したいというふうに思ひます。

畜産事業団の輸入牛肉売買業務をめぐつて、いろいろ批判をされてきて新聞でも報道されてきた。特に、この談合問題については、事業団の理事長は商社による談合があったとは考えない、こういう明言を今までずっとしておるわけですが、現在

でもそのように思っているんですか。大臣は本会議の中にあって、こういうことが起きたことはまさに遺憾だ、今後は綱紀肅正をしていきますと言つてゐるんですが、事業団理事長としては現在

○参考人(今村宣夫君) 去る八月三十日に一部新聞でお話しのような報道がなされまして、大臣から直ちに真偽のほどを調査しろという御指示がございました。そこで、私たちは鋭意調査を進めているところでございますが、その後の新聞報道を

要約しますと問題は二つあると思います。

一つは、個々の入札におきまして輸入商社が価格数量を談合して、そして事業団の予定価格よりもできるだけ近い価格で落札をした、そしてもうけた、こういう指摘が一つです。それから第一は、六十年から六十二年にかけまして商社のシェアが固定化しておる、これは談合してシェアを固定化したのであるという指摘でございます。

第一点のことにつきまして、私たちは過去数年

はさかのほりまして個々の入札におきます応札の状況、落札の状況、それから応札価格の状況、落札価格の状況を調査いたしました。あわせて関係者からの事情の聴取をいたしましたが、個々の入札の場合におきます談合ということとは、談合しておったとは考えられないと思っております。第二点の、個々の商社のシェアが固定化しておるといいますが、これは変動が少ないことは確かでござりますが、変動をいたしております。したがいまして、その変動幅が小さいことをもつて直ちに談合があつただということに断定することはできないと思つております。したがいまして、それを要約しまして談合があつたとは考えられないという結論を得たわけでございます。

しかしながら、そういう談合疑惑の問題を提起されましたが、私たちとしてもまことに遺憾でございます。したがいまして、改善策を見直して大臣に御報告を申し上げたところでございまして、今後事業団の業務の適正化なる執行につきましては

ては十分な留意を用いて行つてまいりたいと考えております。次第であります。

○村沢牧君 そこで、総務厅おりますね。——総務厅は、畜産事業団について行政監察を行つていい

○ 説明員(松田隆利君) お答え申し上げます。  
うなことを我々がそのとおりでございますといふことで受けとめていいのかどうか。今まで調査した段階ではまだ結論は出ておらないというふうに思いますが、中間報告等ができればやつてください。

総務省における輸入自由化は、牛肉輸入の自由化と並んで、最も重要な課題となつた。

う事態を踏まえまして現在、この十月から十二月の間にかけましてでございますが、畜産に関する行政監察ということで全国的な調査を今実施中でございます。主たる観点は、やはり輸入牛肉に対する抗し得るような肉用牛生産を確立するとかあるいは牛肉流通の近代化、合理化という、そういう観点で行っております。

○村沢牧君 私どもの観点は、行政運営に制度的なあるいは運営上の問題があるかどうかということでございまして、先ほどの畜産に関する行政監察の一環として現在、目下あわせて問題があるかどうかといふ調査をしているところでございます。現段階はまさに調査の実施中でございますので、結果はまだ今後の問題でござります。できるだけ早期に取りまとめていきたいと、こう考えております。

では、既に農林水産大臣の御指示がござりますし、そのもとで事業団におかれましていろいろ調査等をなされております。そして、公正取引委員会等におきましても対応が進められていると聞いております。

○説明員(松田隆利君) お答え申し上げます。全国ベースの調査の結果が、私どもの各出先機関から報告されますのは来年一月になつてからでございます。その後、農林省等々と事実関係その也につきまして即日炎申し上げる、そして結果報

告を取りまとめていくということになりましたが、いまして、時期を確定的に申し上げることはできませんが、できるだけ早期に取りまとめてまいりたい、こう考えております。

○村沢牧君　もう一問だけお聞きしますが、畜産事業団の業務を整理するということで、これから業務内容が変わってくるわけでありますけれども、職員の雇用不安や労働条件等の悪化は絶対に采してはならないというふうに思います。理事長は、そんなことはいたしませんとすることを衆議院でも答弁しておりますが、いいですね。

○参考人(今村宣夫君) そのように考えておりま

○村沢牧君 そこで、大臣に最後に一点お伺いしたいんですが、事業団は法の規定によつて農林本産大臣が監督することになつてゐる。今度は法律改正によつて事業団の事業の範囲も変わつてくるわけであります。が、今私が申し上げたように、そのことによつて職員の雇用なんぞに不安を与えてはいけないと私は思ひます。

そこで指導監督の権限を持つ農林水産大臣としても、この点について配慮すべきであると思ふ。理事長はそんなことは絶対にいたしませんとういうふうに言つておりますが、大臣も指導監督の権限がありますから、そのようにさせない、そういう指導をいたします、監督いたします、そういうことについて大臣の見解を伺いたいと思います。

関心を持つておる一人だと任じておりますので、いさきかもそういうことがあつてはならない、既に申し上げてきたことをここでお答えをいたしておきます。

○委員長(福田宏一君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま本村和喜君が委員を辞任され、その補欠として出口廣光君が選任されました。

○菅野久光君 今畜産事業団の職員の雇用の問題が出来ましたから、そのことにかかわって畜産事業団が非常に有名になりました。テレビなんかでもたびたび放映されて子供でも畜産事業団といふ名前がわかっているということで、いい方で覚えられてるのであればいいんですけども、非常に

悪いイメージで覚えられているんですね。汚職だとか疑惑だとかということで、疑惑の点はそうじやなかつたということではあります、しかしあれだけ報道されるとそういうことがあります。そして、今回の文部省に当たつてはこの名前は変

はない。考えてみると、畜産振興事業団といふのはどう考えてみてもそれより変えようがないのからな、この際事業内容を変えていくということからいけば、何とかここを変えることができなかつたのかと私もあれこれちよつと考えてみたんだが、やっぱりいい名前がないですね。余り初めにいい名前をつけ過ぎちゃつたんですね、これ。そんなことで一生懸命仕事をしている方々は、本当にごく一部の汚職をするあるいは疑惑を持たれるようなことをされておる、そこに勤めているといふことで本当に何というんですか、肩身の狭い思いをしながらしかし与えられた仕事を一生懸命やらなきゃならぬ、こういうことで、仕事をされている方々には本当に私は気の毒だなというふうに思つておるわけです。

ささかも雇用の問題について今後不安を与えるようなことがあってはならないということを答弁していただきましたので、そのことを踏まえてひとつ事業団の方も、組合もあるようでありますから十分ひとつそれに対応してもらいたいというふうに思います。どこの省庁あるいはこういう団体でも、汚職だとか疑惑だとか何かそういうことがあつたときには、あつた時点から幾らかの期間はみんな真剣なんです。時間がたつとまたそれもたがが緩んでくるというようなことがありますので、ひとつたがを緩めないように縮めていつてもらいたいというふうに思います。

今回の日米及び日豪合意によつて畜産振興事業団の輸入牛肉の売り渡しのうち、同時買入札方式、SBSの比率を三年間で六〇%にまで引き上げることにしたわけですね。SBS方式は、これは輸入するに当たつて実需者が好きな部位を入手できるということから、デルド並びに低価格の豪

州産高級部位の比率が高まることが当然予想されます。このように、今後乳用種牛肉と競合する度合いが高い輸入牛肉がふえることによって国産牛への影響が、輸入数量の増大という量的拡大とともに質的な拡大が大変心配されるわけです。

そこで、このSBS方式の拡大に当たっては、その適切な運用を行わなければ大変なことになりますので、畜産物価格安定法の趣旨に基づいて、国産牛肉価格に打撃を与えないよう事業団の適正な牛肉の放出を行うべきだというふうに思うんですけれども、その辺についてのお考えを伺つておきたいと思います。

になると 思いますので、運用を 調らない ように 特段ひとつ要望しておきたい といふうに 思います。

て、お詫びのよう、影響に対応して、国内生産を維持していくために低コスト化ということが非常に強く要請をされてくると思いますが、一部には乳用種の雌牛を利用して、これに国内産の伝統的な和牛をかけたF<sub>1</sub>生産というふうな形で若干高級化への対応を進める経営も最近出てきておりま

になつていいあるいはどうしていくべきかということについては私ども十分検討をいたしまして、十分国内需要へ対応すると同時に、輸入品にも対抗していくような条件づくりに努力をしていき

たしとしとうふうに考える次第でござります。  
○菅野久光君 農水省で、いろいろ将来のことを考え  
考えてやるときにはやるでしようが、いろいろな  
状況の中で全く計画したことがそのとおりになら  
ずに、農水省の指導を信じてやつたがゆえに大変

な苦しみを受けている農家があることも、これもまた事実なんです。そういう意味では慎重に、将来展望を見越した政策というものを打ち立ててもらうよう、特段のひとつ要望をしておきたいと思います。

しかし、次に、不足払い制度の問題でありますけれども、この子牛価格の不足払いの制度は、政府案によりますと六十五年度から実施されることになりますが、私はこれでは過ぎるのではないか

か。今回の合意に対する生産者の不安は大変高まつております。肉用種雌牛の頭数が減少していく、また子牛価格の変動など影響が広まりつつあります。このような状況に対応するために、法案

が成立次第不足払い制度を実施する必要があるのではないかというふうに考えるわけですが、制度の実施時期について見解をひとつお聞かせいただ

○政府委員(京谷昭夫君)　お話をざいましたとおり、現在御審議をいただいておりますこの特別措置法による子牛価格安定制度、昭和六十五年度からの発足を予定して御審議を賜つておるわけでございます。一つには、こういつた時期が一定の準備期間が必要と考えておりますのは、この制度の

運用に当たりまして末端の制度運用の任に当たります県段階の組織が、必ずしも全国的にまだ網羅されていいる状況ではございません。かつまた、制度の運用の具体的な内容について、そういった末端の方々にもよく理解をしてもらうために十分啓蒙、普及をしていく必要がある。また、先ほど申し上げましたように、組織体制づくりもしていただくということがございます。

そういうこともございまして、それまでの間に現行の価格安定制度が的確に機能をして、それが六十五年度の新制度に円滑につながっていくということをすることが一番現実的であるということですで、このようなタイムスケジュールを考えておるわけでございます。実態的に、最近おきます牛両各の犬兄、子牛両名の犬兄を並ぶ心配するよ

ついてでありますけれども、法案では政令で定めることとなつておるんですね。乳用種の雄子牛の場合、ぬれ子で取引するのがほとんどであるにもかかわらず、聞くところによればぬれ子については対象外となるということなんですね。これでは、酪農家はこの法案の恩恵を受けることができない。何とか衆議院のところでもこの問題が取り上げられて、災害補償法の八十四条ですか、特定の地域については主務大臣が別の定めをする場合には云々というようなことがあるようですがれども、ぬれ子を対象としない理由とか、この不足払いの対象となる子牛の範囲についてぜひ見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○政府委員(京谷昭夫君) 御審議いただいておりまます去案で予定をしておりまます生産者扶助金の付

ただ、今回予定をしております価格安定制度が直接ぬれ子を対象にしないとしても、ただいま申し上げました四ヵ月齢ないし十二ヵ月齢のものが一定の価格支持を受けるということになりますと、ぬれ子との間に一定の相関関係があるわけでございます。したがいまして、そういった対象になる子牛の価格水準というものをベースにして、あるいは適正なぬれ子の価格水準というものが形成をされるはずであるということが一つ。それからもう一つは、このぬれ子をこの制度によつて生産者補給金の交付対象になるまでに育成をするという段階がどうしても必要でございます。

私どもとしては、酪肉複合経営というふうな形でそういう育成過程を担う経営というものを育成していく必要があるということを考えております

どういうことになりますか。  
○政府委員(京谷昭夫君) 大変私の答弁がわかりにくくて恐縮でござりますけれども、要するに私は、先ほども申し上げましたように、肥育牛あるいは繁殖用素牛として確実に飼育されるといふ子牛ですね、そういうものを掌握対象にしていこうと。それで、その際にぬれ子段階ではそういう判断が非常にしにくい。したがつて、月齢が四ヵ月程度に達するまで育成したもの对象にしていこうというふうに考えておるわけでございま

うな問題もあるわけでござりますけれども、私どももの予定をしておりますタイムスケジュールで、十分国内生産に不安を与えるようなことにはならないという印象を私どもとしては強めておるところでござります。

○苦野久光君 ちよつと局長の認識は、私は甘いのではないかというふうに思うんですよ。今、もう現実的に価格が上がつているんです、自由化前に既に影響を受けてる。實際生産農家に行きましたと、もう六十五年度と言わずに早くやつてくれというのが本当の声なんですよ。ですから、何というんですか、何かをやるにしても非常に時間がかかり過ぎるんじゃないかな。もう一日一日が勝負のお仕事なんですね。だからそういう意味で、例え六十五年度と言わず、六十四年度の年度の途中でも何かとにかく手を打つてもらいたいというのが、これが實際の生産農家の声だということを受けとめて、一年間もかかってじっくりやりやらないで、もう少し早くひとつやつてもらいたいといふように、これは本当に農家の人の声ですからそのことを申し上げておきたいと思いますので、ひとつそういうことを踏まえてやつていただきたいと思います。

象になる子牛の範囲につきましては、大變端的に申し上げますと搾乳用に使われることになる雌の子牛以外のものについては、これはもう少し詳しく申し上げますと、肥育素牛として使われることがはつきりしておるもの、それからこれは肉専用種に限りませんけれども、繁殖用の素牛になることがはつきりしている子牛、こういうものを対象にしていこうと。具体的には、それを把握するためには月齢を生後四カ月ないし十二カ月というところまでとらえていこうと。これは政令で決めるつもりでござりますけれども、私ども怠慢に置いておりまます子牛の対象というのはそういうところでござります。

それでその結果、先生御指摘のとおりいわゆるぬれ子、生後数週間ないし一カ月程度のいわゆる酪農部門から出てくる子牛でございますが、これが直接制度の対象にならないということについていろいろ御議論があることは私どもよく承知をしておりますけれども、やはり肉用素牛として確實に使われるあるいは繁殖用の素畜として確実に育成されているということを確認していくためにも、やはり一定の月齢の経過というものがどうします。

育成をしていく必要があるということを考えておられる所でござります。そのための奨励措置等も私ども從来から進められておるわけでございまして、そのことを通じましてぬれ子を育成して肥育牛で使われる段階まで育成をした後で十分この制度の対象になり得るわけでございますので、ぬれ子を直接対象にしなくとも十分酪農家の経営安定には心配のない状況が、この制度の運用を通じて確保されるというふうに考えておるところでござりますので、御理解を賜りたいと思います。

○菅野久光君　ぬれ子を直接の対象にしなくても、育成段階まで何らかの何というんですか、対策を立てておるから直接酪農家にとつての収入が減るようなことにはならない、そういうことです。何だかとも局長、あれこれあれこれ言つておりますけれども、もつと端的にわかりやすく言つてもらいたいと思うんです。

何といつてもぬれ子で九〇%のものが取引されているんです。例えば一番影響を受けるこの乳用種については、この不足払いの関係ではもう何らのメリットはないということなんですね。それで衆議院の方でもいろいろのことについて話がありませんでしたが、何か実情に合わせて月齢を六ヶ月未満でも、一ないし二ヶ月若齢のものも対象にする

それからもう一つは、ぬれ子取引という形では資源の磨耗にもつながりやすいこともありますので、でき得れば酪農家がぬれ子を育成しまして、この制度の対象になるところまで自分の経営で一緒に育成をしていただくわけにはいかぬだろうか、あるいはまた酪農に関係する協同組合等が、そういうものを一括して育成過程を担うといふようなシステムをつくり出し、現実にそういう形態というのは出てきておりますけれども、そういうものを、一定の育成段階を踏んだものについてこの価格安定制度を運用していけばぬれ子についての御懸念というものはなくなるのではないか、そういうふうに私ども考えております。これは実は、私ども酪農関係者ともいろいろ御議論をしました。いろいろまたこれからも議論をしていきたいと思いますけれども、そういった私どもの考え方について一定の理解は得られておるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○菅野久光君 適正な価格で取引されるであろうと、それからもう一つは、ぬれ子取引という形では資源の磨耗にもつながりやすいこともありますので、でき得れば酪農家がぬれ子を育成しまして、この制度の対象になるところまで自分の経営で一緒に育成をしていただくわけにはいかぬだろうか、あるいはまた酪農に関係する協同組合等が、そういうものを一括して育成過程を担うといふようなシステムをつくり出し、現実にそういう形態というのは出てきておりますけれども、そういうものを、一定の育成段階を踏んだものについてこの価格安定制度を運用していけばぬれ子についての御懸念というものはなくなるのではないか、そういうふうに私ども考えております。これは実は、私ども酪農関係者ともいろいろ御議論をしました。いろいろまたこれからも議論をしていきたいと思いますけれども、そういった私どもの考え方について一定の理解は得られておるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

ういうことに基づいてのことだというふうに思いますが、それが外れないよう生産者の人たちと十分話し合つてということありますから、これが外れるような事態になつたときには、即やつぱり別な対応をきつとしてもらう、していかなければいけないのじやないかというふうに思つんです。

このようなぬれ子の問題とかあるいは乳廃牛ですね、この問題なんかについて、私直接の所得補償の措置というものが行われないのじやないかといふうに思つんです。そうしますと、自由化による牛肉価格の低下によつて酪農家の所得が大幅に低下することが当然予想されるわけであります。近年、加工原料乳保証価格の引き下げが行われて、もう酪農家が、何とか経営を維持しているのも副産物であるぬれ子価格が大変高いということですね。それから円高で飼料の値下げ、こういつたようなぬれ子の要素が支えになつてきましたから何とかやってこれているということになつてゐるのだと思うんです。この輸入自由化によつてぬれ子価格の低落などこの副産物収入が低下したり、飼料価格の上昇があつた場合は、加工原料乳保証価格の引き上げなど、酪農政策によつて酪農家の所得を補償すべきであるというふうに考へるわけですが、その辺は確約できるか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(京谷昭夫君) 御指摘のとおり、現在の酪農経営の收支を総合的に見た場合に、酪農部門の副産物収入でありますぬれ子等の収入がそれなりに好調である、あるいはまた牛乳の生産コストの相当部分を占める購入飼料について価格が比較的低位安定をしてきているということは事実でございます。ただ、牛乳生産そのものの、酪農経営そのものの生産性向上といふものも、規模拡大なりいろいろな技術革新等によりまして相当地生産性が上がつてきておるといふことが、やはり中心的な役割を果たしておるといふふうに私ども考えておるわけでございます。

確かに、この牛肉の輸入控撤廃等に伴う牛肉価

格の影響といふものが、酪農経営の収入に一定の影響を与えるということは私ども懸念をしておりますけれども、子牛価格についての、たゞいま現れる価格補てんであります生産者交付金による価格補てんでありますとか、あるいはまた肥育部門そのものの生産性向上による素牛に対する支払い能力の付与というふうなことを通じまして、

その影響をできるだけ軽減していくことが必要であると思います。また、酪農本来の生産性向上も大変顕著に進んでおるわけでございます。それらを統合して、御指摘になりました加工原料乳について行つております、不足払いの前提になります行政価格の決め方においても、総合的にそ

ういった要素を勘案して適切に支持価格水準といふものを決めていく必要があるといふうに考えておるわけでございます。

○菅野久光君 酪農家にとって、何とか所得をきちんと確保しなきゃならぬといふことになると、やっぱり搾る牛乳の問題ですね。飲用乳の消費は引き続き堅調だと、このために乳製品の需給が逼迫した時点があるわけです、何回か。この堅調だ

あるいは非常に伸びているという理由をどのようにお考えでしようか。

○政府委員(京谷昭夫君) 御指摘のとおり、昨年

ことしにかけまして飲用牛乳の需要が大変堅調に推移をしております。それ以前の四、五年の状況と大変さま変わりの状態になつておるわけでござりますが、こういつた需要の伸びがどういう理由に基づくものかといふことを私ども、関係者ともどもいろいろ分析検討しておるわけでござりますが、なかなか断定的な理由を見出しがたい状況でございます。

その中でいろいろ言われておることを申し上げますと、一つには牛乳が大変おいしくなつたといふふうな評価が定着をしきつておる。御承知のとおりいろいろ御議論あつたわけでございますが、昨年の四月からこれは飲用乳、加工乳含めてござりますけれども、取引の基準になります脂肪率を若干引き上げて、その効果といふものも飲用牛

乳に反映をさしていくふうな意味での品質改善が行われております。それからまた、牛乳そのものの持つ例えばカルシウムでありますとか、この成分についての見直しといふものが消費者の間に大変定着をしておるということ、それからまた他の飲料といろいろ競合している問題はあるんですが、ファンション的な意味で牛乳を飲む

ということが大変若い方々の間に定着をしておる、ファンション性もそう悪いものではないといふふうな意味での評価が定着しておるといふうな議論が、現在私ども関係者と話をしている中で言われております。

将来に向けて、こういつた状況が本当に定着をしていくことが望ましいと考えておりますので、そういつた要因を十分検討しえるだけ長くこの状況が保持されにくよう、私ども必要な努力をしていく必要があるなというふうに考えておるところでございます。

○菅野久光君 前は、天候によって伸びたり停滞したりするというようなことを言われておつたんですね。もう健康のためにとかなんとかといふことは一切言われなかつた。今回は天候のことはいつもその理由に言われなかつた。そういうことで完全にこれは変わつてきているということが言えますね。もう健康のためにとかなんとかといふことは、いろいろ内部での検討もございましたけれども、四月中旬以降の検討によりましてこういふ判断をしたというふうに記憶をしております。こういう判断をしました時期というものは、いろんな内部での検討もございましたけ

どあります。そこで、この判断をしたときの

特定乳製品の輸入について、私ども第一回目のアナウンスをしたのが五月二日であつたと記憶をしております。こういう判断をしました時期といふことは、いろいろ内部での検討もございましたけども、四月中旬以降の検討によりましてこういふ判断をしたというふうに記憶をしております。

○政府委員(京谷昭夫君) 今年度行つております特定乳製品の輸入について、私ども第一回目のアナウンスをしたのが五月二日であつたと記憶をしております。こういう判断をしました時期といふことは、いろいろ内部での検討もございましたけども、四月中旬以降の検討によりましてこういふ判断をしたというふうに記憶をしております。

○菅野久光君 何といふんですか、適正在庫といふこと

うことがよく言われるんですが、適正在庫といふのはどの程度のものを適正在庫といふわけですか。

○菅野久光君 全体の需要量の状況等

によつてあるいは国内の生産事情によつて、その適正在庫水準をいかに考えるかといふのは、変動するものでありますからなかなか一概に言い切れませんが、当時私ども考えておりました

適正在庫水準といふのは大体一・五カ月から二カ月分程度かなと、こういう判断のもとで物を考

えてきたという経過はござります。

○菅野久光君 私は、三月二十四日の畜産価格の決定のときに、ちょうど畜産審議会が開かれてい

たのでたしか大臣も局長もいらつしやらないで、

政務次官と濱田審議官が答弁をしたんですが、こ

の加工原料乳の問題をめぐつて、適正在庫水準の

問題などを含めて何とか加工原料乳の限度数量を

が若干停滞をしておる、こういう問題がございまして、現実問題として本年度に入りましたから乳製品についての需給が逼迫をいたしまして、御指摘のとおり脱脂粉乳については二万二千トン、バターについては二万一千トンに上る輸入を決定し、実行しておると、こういう実情にあるわけでございます。

引き上げてくれといふ要望が強くありまして、一応答申は前年度に比べて十五万トン増をしたけれども、もつとふやせないかということをやつたんですよ。

そのときに、これは生産者団体からも強い要望がありましたが、脱粉だとかバターなどを輸入しないでほしい、我々はそういう生産能力といまいだか、そういうものはあるんだ、だからそうさせてくれというような要望が強くあります。私もそのことで質問をしたんです。三月二十四日に皆さん方の急務もあつたから私は皆さん方の要望を入れた。そのときに「私どもは、需給動向の分析をいたしまして、過去の統計等を踏まえまして今申し上げましたような数字として把握しております。そして、ほぼ適正水準に近い状況であるというふうに認識をしております」。これ三月二十四日の段階ですよ。わずか一月ちょっとの間に緊急輸入をしなきやならぬという事態、決めたのは今四月中旬ぐらいだ、こう言いましたけれども、一月ちょっとぐらいいのこういうときに、こういうような答弁をしてそして緊急輸入だなんということは、全く委員会で私が言っていることに対してもそのときそのとき何とかそれは過ぎりやいんじやというようなことになるのではないかというふうに思うんですよ。「ただいま申し上げましたような在庫の状況でござりますので、当面私どもはそういう需給計画の中で対応してまいっておるわけでござります。」こう言っているんです。

そして三度にわたって、いや私もまた大体三回ぐらい念を押したんですが、御丁寧に念を押した回数分ぐらい緊急輸入をしているんです。こんなふざけた話というのは私はあるのかと、本当におまえは委員会へ行つて何を質問しておるんじや、そういうことになるんですよ。全く私は本当に五月の二日それが決められたときにおやつと思つたんですね。これが八月とか九月ごろになつておれば、それでもあれだけ言つたのになといふ気持ちにはなりますけれども、わずか一月ちょっと

（政府委員（谷京昭夫君））本年に入りましてから行つております特定乳製品の輸入問題につきましては、率直に申し上げまして、私ども飲用牛乳の需要の増加が実績値として、現在掌握をしておりますようないべくに達するとは全く予想をしておらなかつたわけでございます。実は、本年度の保証乳価等を決める際に提出をしました需給見通しにおいても、そういつた飲用牛乳の需要増加といふものは私ども予見し得なかつたことでございまので、ややかた目の需給見通しを持つたことは

ただ、それが新年度に入りましてさらに緊迫しましたところ、夏場に向けての需要が非常に強そうだというふうな議論が大変強く出でてきておりまして、特にそれが期末において持つております在庫では少し心配があるというふうなことで、当初予備的に輸入の方針を固めた経過がございまして。ただ、そういうことが何といいますか、直接に本年度決めております加工原料乳不足扱いの限度数量二百二十五万トンを少なくするために、そういうふうなことをわかつていながらやつておるというふうなことは決して当たらないと思いま

私ども、二百二十五万トンというものは国内における生産能力なり、あるいはまたその当時若干かたきに過ぎた面はありますけれども、その当時考えた需給見通しのもので設定をしたものでございまして、現在の状況を見ますと、飲用牛乳の伸びが非常に堅調であるということを背景にいたしまして、今年度の保証限度数量二百二十五万トンというものは十分なものであつたというふうに私ど

現時点では認識をしておるわけでございま  
す。

○菅野久光君 畜産審議会もあるから、大臣も局長もそちらの方に行くということについて我々も了承をして、そして政務次官と審議官とでやつているわけだ。それであなた、私が質問して一月たつかたないかぐらいでこういうことをやつて、私がさらっと流したんならまだいいんですけれども、本当に三回ぐらい怠を押したんですけど、緊急輸入なんてことはないなということを怠を押したんですよ。そうであれば、あのときの答弁はそういう答弁でしたけれども、その後の状況からこういうことをやさざるを得なかつたとかなんとかいう、ちょっとやつぱり一言ぐらいあつてもいいいんじやないかなと思うんですよ。全く無視した態度じゃないか。私はめったに怒らないんですけど、れども、本当にこのことだけは我慢ができない。おまえは国会へ行つてなめられているんじゃないかと、そうでしょう。そんないいかげんな答弁を

するんだつたら本当に許せないというふうに思うんですよ。

今回の三次にわたる製品の輸入量は、これは生乳換算で四十四万トン、六十三年度の加工原料乳限度数量の約三〇%に相当するというふうに生産者の方々の試算で言われているんですが、そういう数量の計算をしていますが、間違いないでしょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) まず、三月末におきま

す政府側としての先生に対する御答弁のしむりと、その後の私どものこの輸入問題に対する対応の仕方について相当ギャップがあつたのではない

か、またその経過について十分御連絡を申し上げなかつたのではないかといふお話をござりますが、私の責任下で部下であります審議官が対応したこととございますが、挙げて私の責任でござります。あるいは御指摘のような点について、私ども不手際があつたのではないかということは、私どもお詫びをお伺いしまして大変遺憾でござります。十分私ども部下を含めまして対応のしぶりに

ついて心していかなければいけないということを痛感する次第でございます。

それから、お尋ねのございました今年度に予定をしております製品ベースでの特定乳製品輸入量、生乳に換算しまして私どもも約四十万トン程度というふうに認識をしておりまして、先生の御指摘、ほぼそのとおりであろうかと考えております。

○国務大臣(佐藤隆君) 御指名はございませんが、私自身が実務的には畜産局長以下に任しているとはいひながらも、その責任は私にござります。温厚な菅野委員のただいまのような問答を私も初めてお聞きいたしまして、恐縮み入つております。反省すべき点はいろいろございます。その糧の一つとして十分気をつけなければならぬことだと思っております。理屈を言えばそれなりの理屈はあるでしよう。生産者のことも実需者の要望いろいろございます。ござりますけれども、それは言いわけ、そういう意味で反省の糧の一つと

いたしたい、こう思つております。  
○菅野 光君 大臣からそういうお話をありました。やはりそういうところをきかうとするが、役所と議員、それから農水省と農民と、そういうところの信頼関係を保つていくということに私はなつていくと思う。今やつぱり政治に信頼がないというのだが、リクルートの問題を含めていろいろあるわけですから、やつぱりどうやって信頼を取り戻すのかということは、お互に真剣に政治にかかわっている者としてやつていかなければならぬことだということで私は申し上げました。大臣からそういう答弁をいただきましたので、今後は我々もまた真剣にこれは取り組んでいかなければならぬ問題だと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

生産者の方々は、このような状況になつて何か足りないからもつと出せ出せというようなことをいろいろ言われているようではありますが、休んでいる工場が急に動き出して、すぐさつと製品ができるようになるとじやなくて、やつぱり牛が乳を搾

れるようになるまでには何ヵ月かかるわけです。そんなことなども含めて、やはり将来的な見通しを持つた政策ということをきちっとやつていかなければなりませんし、農民の人たちは四十万トンも緊急輸入するのだから、来年の限度数量はそのところをよく見てもっと上げるようやれ、そういう強い要望があることもこの機会に申し上げておきたいと思います。

時間が大分たちましたので、大事なこと、全部大事なんですね、輸入食肉がこれからどんどんふえてくる。そうした中でいろんなチエルノブリの問題からあるいはホルモンの問題からいろいろあるわけです。輸入食肉についてオーストラリア産の牛肉、台湾産の豚肉、ブラジル産鶏肉等からの残留農薬等の検出が問題となってきた。今の検査体制で三年後の自由化に対処できるのかどうかですね。

輸入食品の安全性を検査する食品衛生監視員

は、全國に七十八名しかいないということです。私が食品安全の問題を取り上げた五十九年ごろは、たしか六十人くらいしかいなかつたんですねが、一年にそれでも一人が三人ぐらいずつはふやしているようあります。しかし、全国で七十八名しかいないということを大丈夫なのかどうか。

また、輸入量の増大に民間の指定検査機関の活用を検討しているようですが、国民の命と健康に直接影響する食品の安全性を民間機関に任せているものなのかどうか、そのところ。

さもなくばECは、ホルモン剤を使用した牛肉の輸入規制を検討しているようですが、日本は牛へのホルモン剤使用についてどのように対処する方針なのか、また安全性の面で問題はないのか。特に、アメリカ等で使用されている合成型ホルモン剤の安全性についてお伺いをいたしたいと思います。

○説明員(難波江君) 最初に、輸入食品の安全確保の問題でございますが、輸入食肉の残留物質等につきましては、先生御指摘のような事例があつたわけござります。

厚生省といったとしても、輸入の際検疫所においては、必要に応じまして動物用医薬品等の種の問題は、輸出国側における対策も極めて重要な要であるというふうに考えているところでございまして、今後とも輸出国における物質の使用状況等の情報の入手に努めるとともに、残留防止対策について輸出国と十分な協議を行い、輸出国に安全な食肉の輸出を求めるような方策をとつてまいりたい。

また、輸入時におきましては、先生御指摘のように監視員の増員でございますとか、機器の整備等を図りながら監視を強化する等により、食品衛生上問題になるような食肉が輸入されることがないよう、今後も引き続き努力をしてまいりたいと考えるところでございます。

それからもう一点、御指摘の雄牛に使用するホルモンの問題でございますが、肥育用のホルモンにつきまして、安全性の観点から私どもとして検討しなければならない事項といたしましては、食肉として流通する食肉にこれらの物質が残留するかどうかといふことが第一点でございます。仮に残留した場合に、当該物質が人体に対して何らかの影響を与えるかどうかといふ点にあるといふように考えておるところでございます。

このため、私ども国産及び輸入牛肉につきまして、合成型を含めて一部のホルモンについて残留検査を実施いたしましたが、いずれも不検出でございました。合成型ホルモンが仮に食肉に残留した場合の安全性の評価につきましては、現在FAO・WHO合同食品規格計画の中では、残留動物用医薬品規格部会というようなものが設けられて、ここで国際的な検討が進められているところでございます。私どもいたしましてもこれらの動向を

見きわめながら残留許容基準の設定等、所要の措置を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

○政府委員(京谷昭夫君) 日本国におきます牛の肥育のための合成型ホルモンの使用問題につきましては、御承知のとおり一般的には薬事法による製造承認を経なければ、これをつくり販売してはならないということになつておりますが、現実に国内での需要がないためにそのような申請は今までのところ出ておりません。したがいまして、国内では現在のところ合成ホルモン剤は使われておらない、こういう実情にござります。

○菅野久光君 食肉を含めた食品の安全性の問題については、非常に関心が高まっていることは御存じのとおりです。前にも、大臣にもこのことに付いて、国民が安心して安全な食料を安定的に供給するのが農林水産省の大変な任務だということを私も申し上げ、大臣もまたそのことのために努力をするということを申されております。

私はこのことについては、一つはやはり食品衛生監視員、これをもつとみます。一年に二人か三人、これは国民の健康を守るという意味では何と云うんですか、別な意味の防衛なんですね。ドンパチドンパチやるのだけが防衛だと思っていたらとんでもない間違いで、やはり国を守るというのは國士もありますけれども、国民の健康を守るということも大事な私は防衛だと思ふんですが、残念ながら大砲だと鉄砲だと飛行機だとかいうところばかり、あるいは自衛隊員をふやすということには非常に積極的に予算も使はれけれども、肝心の一億二千万の国民の健康を守るという、そ

うところに対する予算といふのは何と云うんですか、少ないと云いますか、それで本当に国民の健康を守れるのか、日本の國を守るなんと言つてゐるうやないかと思うんです。

しかも、毎日食べる物でありますし、食べた者が一度に毒が回つてざざつと倒れるような毒物じやなくて、長い間蓄積していく中で、例えば発がん性とかあるいは催奇性だとか、そういうことによつて民族の存立にもかかわつてくるほど将来思つております。おくれてゐると思つておるだけ

ますと、特にまたその中でも食品衛生といふことを考えますと、私は直接の所管でなくとも横並びで当然考へるべきことでありまして、国際化に伴う安全対策について行政実務者の配置等も含めやはり考え直していく時期である。しかし、それがおくれてゐるではないか、おくれてゐると私は思つております。おくれてゐると思つておるだけ

的に長い目で見ればあるのじゃないか。日本人は一年で一人約一千口ぐらいの食品添加物だと、あるようありますが、そういう意味からいえば、日本は食品添加物の実験国だというような計算とを世界のある国から言われているというような話を聞いたりしております。そういう点で、本当に安全かどうかということを調べてもらうために国内における衛生監視員の数をふやすということですね。

それからもう一つは、輸出の大便館なりなりなりに厚生省あるいは農水省、農業の関係もいろいろありますので、農水省の要員をそれぞれ省庁で派遣しています。それをもつとふやして、実際に輸出するところでどんな農薬、どんな添加物が使われているのかということをやるということも、水際で守るということと同時に、向こうからそういうものを出させないということをやるといふことです。

こうとも大変私は大事ではないか、というふうに思いますが、また国民の多くもそういうことを私は願つてゐるというふうに思うんですが、その辺はひとつ大臣、私が言つてることについての感想でもよろしいですから、ひとつお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(佐藤隆君) 前にも申し上げたことでござりますけれども、厚生省と我が省と縦割りであつてはいけない、特にこの安全対策については両方常時話し合ひながら進めていかなければならぬ。そうでなければ安全対策は全うし得ることができない、こう思つておるところでございます。

特に、国際化に伴う安全対策ということを考えますと、特にまたその中でも食品衛生といふことを考えますと、私は直接の所管でなくとも横並びで当然考へるべきことでありまして、国際化に伴う安全対策について行政実務者の配置等も含めやはり考え直していく時期である。しかし、それがおくれてゐるではないか、おくれてゐると私は思つております。おくれてゐると思つておるだけ

に、また国際化というものが実務がついていけないぐらい速く進んでおるという実態、決してこれは言ひわけをするわけではございませんが、しかしそれにできるだけ追いついていくよう常日ごろ心がけるべきことである、かように思つております。

○菅野久光君 これは、思想信条の問題を越えて日本民族の将来にかかる問題ですので、ひとつお互いにこれは真剣な取り組みをしていかなければならぬ問題だといふうに思つて申し上げました。

次に、農家負債の問題についてはいろんなところで言われておりますが、本来ならば、今までいろいろな形であるその負債が全くきれいになれば十分E.C.あるいはアメリカあたりとも、価格の面などでも競争でき得るそういうような状況になると、いうふうに思いますので、この点については超長期超低利の資金をという要望も強くありますので、ひとつ検討していただきたいといふうに思っています。

今後における畜産行政に対する期待、何に期待するかということのアンケートをとったところがあるのですが、その中ではやはり価格の安定ということが一番多い。この統計では七一・九%が価格の安定、それから二番目に品種改良ということが今後の畜産行政で強く望まれておるわけです。

そこで、この輸入牛肉に対抗するには生産条件の制約など非常に厳しいものがあるわけです。そのためバイオテクノロジー等の新しい生産技術による生産コストの削減が私は不可欠だといふうに思います。そこで、バイオテクノロジー等の研究の現状とか研究体制、これはそれなりにやつておられると思います。時間がありませんので、本当は説明を受けたいといふうに思つておりましただけれども、私もそれなりに本を読んだりあるいは新聞等でも見たりしておりますので、かなり一生懸命やつておられるようですが、どうも日本の國は基礎的な研究ということについてはなかなかお金を出さないという批判が非常に研究者

の間からは強いわけがありますが、特に輸入自由化を控えてこの点について、人員の増加とか体制の拡充強化、そういうことについて一層ひとつ努力してもらいたいと思いますが、その点についてお考へをお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷野陽君) 御指摘のように、最近の技術開発の動向といたしましては、基礎的な研究の分野が極めて重要なになってきておるわけでございます。いわゆるバイオテクノロジーに代表されるようなものでございますが、例えば畜産の分野で申しますと、受精卵移植の技術につきましても、その一番基礎になります体外受精でございますとかあるいは最近進んでおります屠畜の卵巢から未成熟の卵を取り出しまして、これを培養して体外受精をする。そういうな極めて基礎的、先導的な研究が基礎になりまして受精卵移植等が進む、こういうことになつておるわけでございます。私ども畜産試験場その他を中心といたしますて、現在までもそのような分野の試験研究の体制、予算等を充実してきておるわけでございます。

が、さらにこののような受精卵ベースの試験研究、さらに進みましていわゆる遺伝子ベースの研究を進めなければならないというふうに考えております。

今までこの面につきましての予算、人員につきまして特に配慮するよう努めをしてきておりますが、今後も一層努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(佐藤隆君) ただいま御答弁事務方がら申し上げているとおりでございますが、財政当局にもかかるべき認識をされる旨私からも申し伝えたいと思います。既に概算要求でも相当な検討をして盛り込んでおるところでもござります。

○菅野久光君 最後に、飼料基盤の整備の問題であります。特に公共牧場、公共の育成牧場がどう

うもうまく活用されていないのではないかというふうに思ひますので、せつかくある土地ですから、例えば国有林野なども含めてこの点の活用方、何とかうまくやつて低コストで生産ができるような方策をひとつ考えていただきたいということを要望申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(福田宏一君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩をいたします。

午後零時三十三分休憩

#### 午後一時三十分開会

○委員長(福田宏一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、一井淳治君及び三治重信君が委員を辞任され、その補欠として秋山長造君及び小西博行君が選任されました。

そこにも差し上げますように、我が国で牛肉に含まれている農薬を検査するのは、DDTとデイルドリンとヘプタクロルである、こういうことになつていますね。ところがアメリカでは、牛肉に含まれている農薬が、一番問題の除草剤リニュロンとか、あるいはオキサジアゾンです。これも除草剤の一つです。それからアラクロール、これも除草剤だと思います、というような種類のものを含めて、アメリカで使われてそして牛肉に含有されているというふうに環境保護庁が確認しているものを日本では水際でチェックしていない、こういうことになつてゐるわけです。だから検出ゼロ。基準もないんだし、調べてないんだから検出ゼロということになるんだろうと思ふんですけれども、この辺のアメリカ及び相手国の状況の把握というのはどういうふうになつてゐるのか、まず伺いたい。

私はまず一番最初に、きょう厚生省からおいでいただきておりますのですから、同僚の菅野委員の方からもお話をございましたが、これから外国産の牛肉等海外からの輸入食品があふえることによつて、国内に及ぼす影響等をずっと見てまいりましたけれども、いろいろ心配になる点がございましたが、これから外に効率的な検査を行ふ必要があるということございまして、從来から輸出国の情報の入手に努めてきておるところでございますが、今後はさらに使用状況、規制の状況等、情報の入手に一層努力をいたしまして、効果的、効率的な検査をしてまいりたいといふうに考えておるところでございます。先生御指摘のような物質につきましては、本年度モニタリングで実施することを予定しております。

これは、厚生省の方にも差し上げておきましたけれども、米環境保護局が確認した発がん性農薬

○刈田貢子君 一番語尾の大事なところがよく聞こえないんだけれども、実施しますんですか。私が伺つたところでは、八九年四月から相手国の事情を調査してそしてこれから基準づくりをするということで、チェックの段階という話ではなくてまだ基準づくりをする、そのためには四千二百万円の対策費がついたと聞いたんですけども、これはどうですか。

まえまして、新年度におきましては、相手国との二国間協議に要する費用でございますとかいろいろな輸出国の状況を把握するための費用、さらにそれを踏まえて輸入時ににおけるモニタリングシステムのあり方について検討し、さらに実施するための予算要求を予定しているところでございます。

なお、先ほど実施すると申し上げましたのは、従来からやつておりますモニタリング計画を本年度も一月から三月にかけて実施をする予定をしておりますが、その中で、先生御指摘のような物質の一部も含まれているということを申し上げたわ

○刈田貞子君 食品化學課の方では少し読んでおられるようなんですが、このデラニーパラドックスの研究報告書をやつぱり目を通して必要があると思うんです。これは大変恐縮だけれども、かなり膨大なものですね。それで、農業はCFRの四十巻にある。それから添加物はCFR二十一巻にある、それからポストハーベストもCFR四十巻にあります。こういうことになつて私も聞いてきましたので、これかなり膨大な資料だと。でも、やっぱりそれ読んでいただいて実情を把握しないとこれは大変だなと私は思つています。しかも、これは連邦における研究会議の報告書です。そのほかに、あと州法でできているものもたくさんあるやに私聞いているんですね。そうすると、やっぱりアメリカの状況というのは、私たちのが把握し得ないかなりのものがあるんじやないかなというふうに思います。

五食品のナンバーツーにビーフが来ている。これは、この講演をなさつた方の言い分を信ずるよりは、この発がんリスクの食品のデータを出してあるこの報告書を私は信用してみたいというふうに思っています。そうすると、ビーフは一万人に六・四九の発がん率ですか、というふうな数字を差し上げてあるでしよう。書いてありますね。だから、これ余りやすく考えていただいでは困るというふうに思うんです。

この辺のところが、今言つた四千二百万ぐらゐの予算で、今度万全の体制を我が國の水際でつくるようなことが果たしてできるのかどうなんだろうかということを私は大変危惧している者の一人なんですけれども、作業としては実に大変な作業だと思います。ここに挙がつてゐるだけでも五十五農薬です。その五十五農薬が単品の食品の中に何種類含まれてゐるかによつて一つ一つ検体を調べていかなければいけないという膨大な作業だと思うだけれども、これ厚生省、本格的にやつていてける自信がありますか。

○説明員（難波江君） 御指摘も踏まえましてでござる限り検討させていただき、輸出国における状況を把握した上で効率的な検査、監視をすることによって安全な食肉が輸入されるよう引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えておりま

す。

○刈田貞子君 牛肉の話なのでオレンジは関係ないんですが、アメリカから輸入するオレンジにも、この報告書によれば十六種類の農薬が認められてゐるということになつていてますね。これ全部名前差し上げてあります。その中で我が国がチエックするのは六種類だけ、あとはフリーパスで通つてしまふ、こういう状況になつてゐる。だから私は相手国の状況をよく把握してみてくださいといふのはそういうことなんです。

それから、ことし非常にたくさん輸入されたサクランボの残留農薬の許容値の問題なんかにしてしまふ、これは非常にアメリカの許容値というのは大きいいわけです。私の友人で五月から十一月までの

間輸入されたカリフォルニアのイチゴをずっと半年間追つた人がグレープでいます。それ見ていると、キヤブタンが災いをしているんだろうと思うけれども、三十三日、一ヶ月を過ぎてもなおかつ経時変化が起きない、こういうイチゴをそのまま写真にずっと撮つて経時変化を追つてきた、そういう記録をつくつてはやり厳重調査ではやはりポストハーベストのキヤブタンが私は恐らく功を奏しているんだというふうに思うけれども、こういうものも含めましてやはり厳重調査をしていただきたいなというふうに思います。

そこで、大臣にお伺いするわけですが、我が国の検査体制というのは、さつきも申し上げているように、今のイチゴもそうですし、それからサクランボもそうなんですかけれども、アメリカで使われているものが我が国に入つてくるとき、こちらに基準値がないためにチェックをしないという農薬が実はたくさんある。その基準値づくりを早急にしていかなければならぬのではないかなどといふうに私は思つてゐるんです。ぜひこれを進めたいただきたい、こんなふうに思つています。これはもちろん仕事は厚生省の仕事ですけれども、輸入方扱う農水省としてもそういうものに関心をやはり持たなきやいけないというふうに思ひますので、その辺いかがでしようか。

で、アジるのではなくて真実を伝えるという漫画をこの間来御意見もいたいたいところでございますけれども、来年におきましては安全そのものについて相当あの漫画での解説の中に真実は伝わるよう、またより一層の関心をお持ちいただくよう、健康新聞という問題とも関連をして、決して厚生省の上前をはねるなんていうつもりはございませんが、一緒になつてやつていくという意味で十分ひとつ安全性に重点を置いて考えてくれといふことを官房長にも命じたところでござります。

○刈田貞子君 農水省の食品流通局の消費経済課に食料品モニター千人いますね。の方々がとられたアンケートの中で、食に対する関心事、ニーズというのをとつたアンケート調査がありますけれども、その中でやはりダントツが安全性です、質及び安全性、五四・九%かなんかです。価格といふのは三番目ぐらいに来るのであつて、やはり食品に関しての今国民のニーズというのは安全性の問題が一番高いといふことがアンケートでもわかるといふふうに思いますので、ぜひこういう問題についても農水省はしっかりと取り組んでいただきたい。厚生省さん、よろしくお願ひします。おたくだけの責任じやないんすけれども、食品化學課とよく連絡をとつてお願いします。ありがとうございました。

本論の牛肉の問題にかかわつてお伺いをいたしましたが、余り時間も持つておりませんので、単品で一つづつ伺つていただきたいといふふうに思いました。後先になりますけれどもお許しください。

ことしの夏、筑波に行くついでがありました。そこで、自由化後の対策について研究所ではどんなことを対策しておられるのかということを御通告いたしておきました。そこでいろいろ用意をしておいていたところを、先ほど午前中にも話が出た牛の体外受精の技術の問題あるいは飼料開発で、例の木材の飼料化ですか、何を行つてもあれ見せられるんでありますが、飼料化技術の問題、それとあと超音波によつて、肉質調査測定器ですね、この問題を三つまとめて

て教えていただきました。大変高度な技術だとは思っていますが、これが今後我が国がいろんな形でしわ寄せを受けていくであろう生産現場に、どのような時期にどんな形で実用化がなされるのかということを大変疑問に思つたわけですが、これをお教えいただきたいと思います。

○政府委員(京谷昭夫君) ただいま先生からお話を技術あるいは木材の飼料化技術、超音波によります肉質測定技術等の問題でございますが、畜産試験場等におきまして基礎的な研究を進める課題がまだたくさんござりますけれども、順次実用化できるものにつきまして、こういった新しい技術をもつて対応できる現場というものをつくっていかなければいけないわけでございます。研究の成果を踏まえながら、順次私ども行政面の方で現場におろすための普及活動も進めておるところでございまして、例えば体外受精技術につきましては、県段階におきましてそういう技術を関係の人々に解明すべき問題、試験研究機関においてさらに探求を進めるべき問題も少なくございません。私もとしても技術会議の方と連絡をとりまして、そういった基礎的な技術の開発状況といふものを常時情報交換をする、そしてまた実用化のための普及活動に入れるものを私ども受け取りまして、それを各県を通じて生産現場におろしていくための努力をしておりますが、今後とも基礎研究の成果を踏まえてそういった努力を進めていく必要があるというふうに考えておるところでございまます。

○刈田貞子君 私は、そこでこの体外受精の技術

れども、これはコストがまだ追いつかないと思思います。それから材木ね、あれは材木の種類が大分ふえたと言つておられましたが、果たしてどうなのかなと思う。

一番関心を持ったのは、超音波による肉用牛の肉質測定法の問題なんですが、これは私は大変関心を持つたんです。生体のまで皮下脂肪層あるいはそれから脂肪の交差の状況、あるいはロース身の面積、こんなものが要するに非破壊測定できるということになりますと、これはことし二月に畜産振興審議会から畜改良増殖目標で、短期肥育による効率的な牛肉生産を目標としてというようなことでやっぱり打ち出しておられますね。例えば二十ヶ月で出すところを十八ヶ月で状況どうなっているのかというようなことが体外から十分観測できるという、こういうふうなところを今後

中で私はやっぱりコストダウンをねらう一つの大手な技術じゃないかな、こんなふうに思つているわけです。幾らしますかと聞いたら五百萬ほどだということで、現場におろしたいいろいろな活動を国も助成をして行つてもらうというふうな試みに着手をしております。

ただ、大変新しい技術でありますだけに、さら

に解明すべき問題、試験研究機関においてさらに探求を進めるべき問題も少なくございません。私もとしても技術会議の方と連絡をとりまして、そういった基礎的な技術の開発状況といふものを常時情報交換をする、そしてまた実用化のための普及活動に入れるものを私ども受け取りまして、それを各県を通じて生産現場におろしていくための努力をしておりますが、今後とも基礎研究の成果を踏まえてそういった努力を進めていく必要があるというふうに考えておるところでございまます。

○刈田貞子君 私は、そこでこの体外受精の技術

屠殺した後の状態との比較をしますと、必ずしも現場と合わせながら、本当に使えるものかどうかというふうなことを私ども研究部門とも相談をしておりますが、率直に申し上げまして、なかなかこの技術的な能力については限度がござります。試験研究機関の皆さん方のお力なり、あるいはまたその実用化のための多少のトライ・アンド・エラーについてある程度の時間はかかるのではないかというふうにかんがえておるところでございます。

○政府委員(京谷昭夫君) お話しございましたエレクトロニクス技術、大変最近進歩が著しいわけでございまして、それを利用した肉質の測定技術といいますか、そういうものの研究も進んでおります。現実にこれは外国産でありますけれども、そういう測定機器もごく一部でございますが、試作をされたということも私ども承知をしております。こういう技術が確立をされますと、お話しございましたように、生産サイドで出荷時期の的確な判定、あるいはまた生産物の品質の格付け判定の上でも大変スピーディアップされる、あるいは正確な格付けが行われるというふうな利点があることを私ども承知しておりますけれども、実はこれまでに開発された機器を使いまして実際に

をする方向に動くということを私ども当然のこととして予想しております。ただ、国境調整措置のために関税負担をお願いするという状況でござりますので、その中でそういう制度を前提にした範囲で価格の低減が進むであろう。また、国内産牛肉につきましても御審議いただいております制度等を通じまして、あるいはまた生産者の御努力を通して国内産牛肉そのものの生産コストも引き下げられ、流通の合理化と相まって消費者価格が下がるような方向で政策誘導をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○刈田貞子君 農業総合研究所のシミュレーション、一つのモデルなんだと思つうんではけれども、果たしてその実用化ということがどんなふうになつていくのかなというふうに思つます。

○政府委員(京谷昭夫君) お話しございましたように私は、一つ今消費者サイドの方から話を持ち出しましたのはこういう試算もあるわけなんです。これは中心のB2、B3ぐらいの標準で考えているものなんですね。大体中心価格で関税50%で計算しても枝肉一千三百十四円、乳用種が七百六十円、こんなふうになつてゐるんですね。こういう試算があります。

それから、次は牛肉の価格の問題なんですが、どちらも、先ほど来午前中から話が出ておりますが、自由化後消費者も期待しておるわけです。牛肉が自由化後は物すごく安くなる、そういう話が出ておるわけです。だけれども、安くななると今度生産者にとってはかなり厳しい状況も出てくると、いうようなことから、この法案が今いろいろ論議されているわけですね。それで、私端的に伺いますが、それでも、消費者サイドに安い牛肉が提供できますか。

○政府委員(京谷昭夫君) 牛肉の消費者価格につ

きましては、従来からもいろいろ御論議ございまして、消費者の御関心も大変高いという状況を私はこれまでに開発された機器を使いまして実際に

をしております。ただ、国境調整措置のために関税負担をお願いするという状況でござりますので、その中でそういう制度を前提にした範囲で価格の低減が進むであろう。また、国内産牛

肉につきましても御審議いただいております制度等を通じまして、あるいはまた生産者の御努力をして、消費者価格が下がるような方向で政策誘導をしてまいりたいというふうに思つた数値、将来の消費者価格なりあるいは生産コストの低減についての絶対値について逐一申し上げることは、私どももいろんなシミュ

レーションをやつておりますけれども、なかなか的確な絶対値を固定的に設定するのは難しいという問題がござります。

御指摘ございましたように、私どもの農業総合研究所のこれは必ずしも研究所の公式の研究ではございませんけれども、御承知のように大賀君と

いう専門家がございまして、個人的な見地でいろんなシミュレーション作業をして公表しておると

いう状況がございますが、基本的に私ども、国内

生産のコストダウンについては、ことしの二月に

発表いたしました畜肉基本方針におきまして、

二、三〇%程度の生産コストの低減というものを

早急に進める必要があるということを目標に立て

ております。このレベルを考えますと、現在のB

2、B3の肉質の国産牛肉についての中心価格か

ら、やはりキログラム当たり一千円強でございます

ので、その低下額というのは二、三割というこ

になりますと二百円ないし三百円というところが

私どもの念頭にもあるわけでございます。

一方 輸入牛肉につきましても、若干アバウト

で恐縮でございますが、現在の小売価格水準、通

常の品質のもので百グラム当たり百五十円弱程度

になつておろうかと思いますが、これも関税との

かかわりで、その低下の度合いといつのは一定の

制約を受けますけれども、二、三割下がるとい

ふうなことになりますと、お話をのように四、五十

円程度ということが一つの数値としてあり得る水

準であるなというふうな感じは持っております。

ただ、これは将来にわたって輸入品については、

現実のCIE価格がどうなるかあるいはフレート

がどうなるか、また為替がどうなるかというふう

な変動要因が多数ございまして、なかなか固定的

に絶対値を見通していくことは、率直に言つて大変難しい問題であるというふうに考えてお

るところでござります。

○刈田貞子君 そこで、牛肉の価格安定制度の仕組みのことでお伺いいたしますが、今までの事例でいくと、牛肉の価格が安定基準価格を下回るということはなかつたわけでしょう。だけれども、

今後はそのことが考えられるわけです。その場合に、牛肉の価格安定制度というのではなく自由化前の三年ではどういう働きをするのか、この制度が。それから、今度自由化後の場においてはどういう機能になるのか。この点について分けてお話ししてください。

○政府委員(京谷昭夫君) お話のとおり、国産牛肉について現在畜産物価格安定法に基づきます牛肉価格安定制度があるわけでございまして、私ども、牛肉輸入についての数量制限が撤廃された後におきましても、この価格安定制度の基本的な仕組みは維持をしたいというふうに考えておるわけござります。

ただ、運用面で申し上げますと、先生のお話にございますように、輸入枠撤廃前と後ということよりも、むしろ現在御審議をいただいております子牛に対する価格安定制度が発足をする前と後となりますが、少し運用の仕方が変わってくるのではないかと想定でございます。

このところで、少し運用の仕方が変わってくるのではないかと想定でございます。

○刈田貞子君 この間、参考人の方が見られたと

と申しますのは、今回御審議をいただいており

ます子牛価格安定制度によつて新たな生産者交付

金制度が定着をしていくことになります。

○刈田貞子君 さて、法律に基づいて決める肥育牛自体の生

産コストがかなり下がつて、その実態に合わせて、法律に基づいて決める牛肉そのものの安定

水準を合理的に下げていく、その実態に合わせて、法律に基づいて決める牛肉そのものの安定

水準を合理的に下げていくといふような運用が行

われることを私ども予測をしておるわけでござ

ます。ただ、その際に牛肉に対する輸入制限が残

つておるわけでござります。したがいまして、直

接この価格安定制度によって国内産牛肉の価格支

持をしていくという手段とあわせて、畜産振興事

業団の売買操作でコントロールをするという機能

が残つておるわけでござります。

○刈田貞子君 それで、輸入枠も撤廃されるわけでござ

りますが、輸入枠撤廃後におきましては、畜産振興事業団の一元的輸入ということはないわけでござりますが、私どもやはり価格安定制度で用意をしております、価格低落時における生産者団体による自主的な調整補完に対する助成措置、あるいはまた畜産振興事業団みずから買い出動というふうな、現在の価格安定制度にビルトインされております措置を運用することによりまして対応をしていくことになろうかと思いますが、私ども、現在確保しております国境措置なり国内外の生産コスト低下の努力というものと相まって、そういう急速な国産牛肉の価格低落事態というのは、そう簡単に起こるものではないとおもいます。これは今後三年間、枠撤廃まで当然適切に運用をしていくつもりでございますが、その他の業務につきましても、所要の財源措置を確保しながら従来の機能というものが發揮されていくようになります。

○刈田貞子君 それから、さつき私が言いましたように、輸入枠撤廃前と後ということではなからうかというふうに考えておられます。

と申しますのは、今回御審議をいただいております子牛に対する価格安定制度が発足する前と後といたところで、少し運用の仕方が変わってくるのではないかと想定でございます。

○刈田貞子君 この間、参考人の方が見られたと申しますのは、今回御審議をいただいておりました子牛に対する価格安定制度によつて新たな生産者交付金制度が定着をしていくことになります。

○刈田貞子君 この間、参考人の方が見られたと申しますのは、今回御審議をいただいておりました子牛に対する価格安定制度が発足する前と後といたところで、少し運用の仕方が変わってくるのではないかと想定でございます。

○刈田貞子君 さて、法律に基づいて決める肥育牛自体の生産コストがかなり下がつて、その実態に合わせて、法律に基づいて決める牛肉そのものの安定水準を合理的に下げていくといふような運用が行われることを私ども予測をしておるわけでござります。ただ、その際に牛肉に対する輸入制限が残つておるわけでござります。したがいまして、直

接この価格安定制度によって国内産牛肉の価格支

持をしていくという手段とあわせて、畜産振興事業団の売買操作でコントロールをするという機能

が残つておるわけでござります。

○政府委員(京谷昭夫君) 牛肉価格の低減を図るために生産コストを引き下げる。その際に、現在の生産コストの内容を見ますと、お話をございま

すように素畜費それから飼料費が大変大きなウエートを占めております。素畜費の部分につきましては、ただいま御審議をいただいております子牛生産農家に対する生産者補給金制度というものを確立して、肥育段階における素畜費負担の相当の

軽減が図られるものというふうにまず考えております。

それから、その畜産費の節減の一つの手段として外国からの肥育牛の購入問題、先生から御指摘ございました。私ども大変この牛の輸入に對する肥育サイドからの需要が多いことを承知しておりますけれども、一つには国内の子牛生産の継続という問題、バランスというものをどう考えていくかという大変難しい問題がございます。

それからもう一つは、生きた牛を輸入する場合には、御承知のとおり外国からの伝染病の侵入を絶対に防止をする必要がある、そのためには検疫を厳格にしていかなければいけない、こういう問題がございます。そのために私ども検疫施設の整備を進めておりますが、率直に申し上げまして施設面、人員面で限界がございますので、どうしても制約を受けざるを得ない現状である。もし国内の牛生産と調和がとれた上で相当量の外国からの素牛輸入という問題があるとすれば、その状況に合わせてその体制整備を図る必要があると思いますけれども、牛肉が相当のテンポで入ってくることになりますと、恐らく外国からの牛牛輸入といふ需要も現在とはかなり様相が変わってくるのではないかかと、そういう考え方もございます。

とりえず、私ども当面の輸入枠拡大あるいは輸入枠の撤廃という事態に応じて、現在言われております輸入素牛に対する需要がどうなつていくのかということをもう少し見きわめたいと思つております。

ただ、当面の問題としてそういう需要がありますことをよく承知しておりますので、国内における検疫体制の能力の範囲内で的確にこの輸入が確保されますように、御承知のとおり子牛の輸入についても関税免除を伴う関税割り当て制度がござりますので、当面この制度の的確な運用を図つて対応していきたい。長期的には牛肉そのものの輸入動向と輸入素牛に対する需要動向がどういうふうになつていくのかということをもう少し見きわめて、長期的な対応というものを検討していくべき

○刈田貞子君 四万五千円の関税、これはやっぱり大きい。それでいて一方関税割り当て枠、つまり無関税のもの二万五千頭でしたか、これふやして二万五千頭ですよね。これは今の検疫能力の限界を見た上で二万五千頭という数字が出てきているのですか。

○政府委員(京谷昭夫君) 検疫施設を通じて生きた家畜を日本は受け入れておるわけでございますが、これは各畜種にまたがつております。牛、豚、馬、その他家畜各種のものがございまして、それらの状況を踏まえて関税割り当てによる無税の輸入需要ができるだけ優先をさせるというふうな観点で、この枠を具体化しておることでございまして、少なくとも昨年、ことしの状況で見る限り二万五千頭という規模が適切な水準であつたというふうに考えておるわけでござります。

○刈田貞子君 私どもの党では、関税割り当ての枠を撤廃する、それから四万五千円の関税も安くするしないではなくすと、いうような方向でできるだけ子牛の輸入ということを考えております。けれども、これは一方で、考え方によつては繁殖農家のへの影響といつものもあるわけですから、繁殖農家といつても肥育農家が健全な経営をできないう限りは繁殖農家の存在もあり得ないわけですから、そういう関係からいくと、どうしても肥育農家の健全経営ということをまず考えていかなければならぬというふうに思います。

将来的には、ただ単に子牛を輸入するというだけでなく、その子牛を使ってF<sub>1</sub>等の一貫肥育にしていくというようなことを考えていけば、決してこの子牛の輸入ということが、考え方方がおかしいということには私はならないんじやないかなとうふうに思いますので、御検討いただきたいのと、今はニュージーランド、オーストラリアあたりが主だと思うんですが、隣の中国に安い子牛があるということで、既に民間、西武系ではどんどん輸入を来年の二月ごろから始めるんだと、こういうふうな情報もたくさんあるわけです。そういう

う中で國、つまり農水省もそれをこまねいて見ていいのかというようなこともありますし、その辺のところの指導をどういうふうになさるのか、方向性を教えていただければと思います。

○政府委員(京谷昭夫君) 肥育系牛の輸入をめぐりまして、一つには関税制度について全部無税とすべきじゃないかというふうなお話がございました。私どもとしては、先ほど申し上げましたように、当面の流動的な状況というものを踏まえて適切な輸入誘導をしていく、あるいは家畜の衛生条件を確保するという意味では、現在の関税割り当て制度の適切な運用で対応していくことがベストではないかというふうに当面の措置としては考えておるわけでございます。

それから、この関税制り当て制度のもとでどの国からどういう素牛を入れてくるかということについては、基本的には民間ベースでの自由な判断にゆだねておるつもりでございます。国別にいろいろ供給条件に差がございまして、価格でありますとか牛の品種でありますとか系統でありますとか、そういうふうなことがコマーシャルベースで判断されて選択をされておると思います。その結果、御指摘のように現時点では豪州産の物が大変大きなウエートを占めておる実情であろうかと思ひます。

また、そういった一連の選択の中で、お話しございましたように、中國のものについて関心が持たれているという面がござります。これもまたその品種、品質等をめぐつていろんな考え方があるようですが、私ども仄聞しておりますところでは、やはり品質的に見て全面的にこれに依存をしていいのかどうかということについては、関係者の中でもいろんな御議論があるようでございます。

それから、家畜衛生面につきまして、実は他の諸国に比べまして輸出のための検疫体制というものが必ずしもまだ十分に整備をされていないのではないかという問題があるようでございます。私どもも先方の要請に応じて必要な技術指導をする

とか、あるいはまた必要な衛生条件のすり合わせをするという作業を繰り返しておりますけれども、率直に申し上げまして、なかなか輸出を円滑化させるような検疫体制がまだ十分に整っていない面があるような気もいたします。いずれにしても、仮にこの素牛輸入というものが日本の畜産にとって必要であるとすれば、できるだけ有利な条件で、かつまたいものが確保されるように輸入元の多元化というふうなことが必要でありますれば、そういう方向で私どもも心がけていきたいというふうに思つております。

○刈田貞子君 それからもう一つ、コスト低減を図るもう一つの課題である飼料の問題でございますけれども、配合飼料の工場認証制度を取り外すというような記事を読みました。こういう作業が今後この飼料価格にどういう影響を及ぼすのか、コスト低減にどうつながっていくのかお伺いします。

○政府委員(京谷昭夫君) 私ども、畜産物の生産コストの低減という問題が大変焦眉の課題であるということです。畜産物の生産コストの中でかなりのウエートを持っております購入飼料、いわゆる配合飼料を中心としました購入飼料の農家負担といふものをできるだけ低減する方策を考えていく必要があるというふうに考えておりまして、その具体策について検討をしております。

ただいま私ども考えておりますことを申し上げますと、まず現在配合飼料の原料に充てるためのトウモロコシ等については免税措置がとられております。ただ、この免税措置、ほかのものは有税になってしまいますので、横流れ防止というふうな問題もございまして配合飼料の原料になるものだけに限定をします。そしてまた、その横流れができるような条件下で物流をコントロールしていくために、税関長がこの原料を使つた、免税されたトウモロコシを使った工場を承認していく、個別に承認をしていく、その承認をする際に農林水産省が推薦をする、こういう仕組みを一つ持つておるわけでございますが、この推薦がやや配合飼料

の製造、流通について自由な競争を妨げているのではないかといふうな御議論もいろいろあります。したがいまして、私どもとしては、この免税措置のために必要な承認工場制そのものはどうしても必要であるけれども、農林水産省サイドから

私は進めていかなきやならないと思ふんです。そこで、今度は配合飼料、飼料配合の技術ですか、こういう種類の指導というのもやはり伴つて必要になつてくると思いますけれども、その点はどうでしょうか。

流れ防止等を図るための客観的な基準をつくり、個別具体的に当方から推薦をするという制度は廃止をしてはどうかというふうなことで、現在は具体的な調整を進めておるところでございます。それからもう一点としまして、この配合飼料の

原料として使うトウモロコシが免税措置をとられておりませんけれども、最近経営規模の拡大等に伴いまして自家配合飼料をつくってやつていくといふ農家サイドの、生産者サイドの御要望が大変強くなってきております。横流れ防止ということともございまして、それに付いてはなかなか手がないということで今日まで推移をしてきておりますけれども、いよいよ畜産物価格の生産コスト引き下げということが必要であるということになりますと、やはりこの自家配合のために使うものについても必要な横流れ防止策を講じながら免税措置を適用していくということが必要ではないかということで、これもまだ最終的な結論を得てないわけではございませんけれども、関税法上の手当てをしてそういう自家配合用飼料に使われるものについても免税措置を講ずる方途ができるいかといふことで、端的に申し上げますと、関税割り当てによる無税物というふうなものができないかといふ方向で現在検討を進めているという状況でござい

これらの二つの方向で現在検討を進めまして、成案を得ますれば所要の時期にこれを実現すべく努力をしてまいりたいというふうに考えておりま

○政府委員(京昭昭夫君) 飼料コストの低減を図る場合に自給飼料の作付強化という課題があること、お話をとおりでございます。いろんな飼料作物があるわけでございますが、最近御指摘のよくなスイートソルガムという作物が一つの課題として言われておること、私ども承知をしておりま

いという問題もあるかもしれませんけれども、畜の方の嗜好性が若干劣るというふうな問題もございまして、スイートソルガムの持つております特徴といいますか、特性であります栽培上湿気には非常に強いとか、それから倒伏性が少ないとか、そういう利点に着目して栽培面積が飛躍的に伸びるという状況になつておらないのが実情でございます。それぞれの作物について利害得失があるわけでございまし、地域によって、地域の条件によってそいつた選択というものは生産者が的確にやつていくことがやはり基本であると思いますが、それぞれの作物、種類ごとに持つ特性というものがよく理解されて、何といいますか、地域の実情に合つた組み合わせで粗飼料生産が定着、拡大をしていくという方向で私ども対処してまいりたいというふうに思つておるわけあります。

○刈田貞子君 それから一番最後に、先ほど同僚の委員からも地方自治体、地方団体における自由化後の各種対策についての質問が出ました。私もこのことについて大変関心を持っておりまして、各地を回ることに各県のあるいは団体のオリジナルな対策についていろいろ聞いてまいりましたけれども、先ほど申しました超音波による体外からの肉質調査の技術ですね、これは実は静岡県で牛肉自由化対策試験研究事業一千五百万を充てて、外から特殊な機械で牛の肉質を判定し、それによつて長期間肥育する牛と、それから早目に出荷する牛とを選別する技術を開発しこれを県内にこれから進める。肥育コスト低減に向けてのこの機械を使ったマニュアルづくりも行いますと、こういうことがあるわけです。

県段階でその手のものを県内に普及したいと言つてゐるんですから、やっぱり農水省でもそういう技術のようなものを多少補助を出しますとか、そういうことでもうちよつと全体的に見て、今回自由化後の対策、頼りないところがあると私は思うんですよ。仕方がないから各地方自治団体でこういうう各種本当にさまざまな対策を講じてお

○國務大臣（佐藤隆君） 地域農政 いうことが言  
われてからある程度の時間はたつておるわけでござりますが、それぞれの地域における特性、これを生かしてそして地域の活力を出していく。そしてその農政上の活力というものがその地域の経済の発展につながる、それがもとであるといつづけの自負心を持つて地域それぞれの地域の味つけをしていくべきである。そのことについて積極的な指導、役割というものがやはり農林水産省が果たしていかなければならぬ、さよう心得ております。  
○下田京子君 私は、法案の質問に先だちまして、冒頭大臣ね、申し上げたいのは、大臣ちょっとこちらをごらんくださいませ。  
昭和五十八年です。当時の中曾根内閣総理大臣  
あてに私は牛肉の自由化をするなどいう質問を文  
書で提出しております。その答弁によりますと、  
国内にあって牛肉は唯一拡大できるやつだし、い  
ろんな事情があるから自由化しませんと、こう述  
べられまして、さらに「牛肉の輸入に關しては、  
国内生産で不足する部分について需給の動向に十分  
分配慮した計画的な輸入を行っていく」というふ  
うに答弁されている。こういう形でずっと竹下内  
閣のもとでも言われてきた。それを国民の願いに  
背を向けて自由化した。この自由化したこと前  
提にして今回の法案が提出されている、そこに最  
大の問題があると思うんです。  
特に、肉用子牛生産安定等特別措置法、これは  
政府案、端的に申し上げますとまず自由化する。  
そうしますと、牛肉の市場価格が下がる、それに  
対抗できるよう国産の牛肉価格も下げていこ  
う。そのためには子牛の価格も下げなきやならな  
い。そうしていって不足払いといふ格好でめんど  
え、抱負を大臣から伺つて私の質問を終わりま  
す。

う見ようと。しかし、将来的には不足払いが不要になるような形で、保証基準価格そのものを輸入牛肉価格の水準に見合う形の合理化目標価格に限りなく近づけていくんだということで出された法案だと思います。

そこで、自由化を前提にしないで、消費者に安くておいしい牛肉を供給できる方法はないんでしょうか、あるんです。それが共産党修正案です。

中身は何かと言いますと、牛肉コストの多くの部分を抱えているのが子牛の生産だと。ですから、子牛の生産が安定的にということで私どもは子牛安定供給価格というものを設けました。そうして肥育農家を守り消費者にも安い牛肉を、同時に繁殖農家に対して生産費を償う形での真の意味での保証基準価格を設けよう、こういうことを申し上げております。

私は、具体的に政府のその中身がどんなものなのかを法律論で、法律の仕組み上で伺つていきたいと思います。

まず、第一に保証基準価格です。現行の保証基準価格に今提案されている保証基準価格は一つの目安にするんだと、こう言われておりますね。しかし、現行の保証基準価格とは何でしょうか。これは再生産を保証するものではないと私は理解しているんです。衆議院の答弁等を聞いておきますと、再生産を確保することを旨として定める、こう言つておりますけれども、現在の子牛価格そのものが、異常な低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであつて生産費を保証するものではない、こういうふうに從来から言われてきたと思うんです。とすれば、現在出されている政府案、この保証基準価格も生産費を償うものではないということになりますですね。

○政府委員(京谷昭夫君) 現在御審議をいただいております子牛価格安定制度の中の保証基準価格につきましては、法文上明記されておりますように、子牛の生産条件、需給事情その他の経済事情を勘案して再生産を確保することを旨として決めることが定められておるわけでございま

す。生産費を保証するという意味がいかなる意味かよくわかりませんけれども、再生産の確保が図られるというこの御提案の規定の趣旨にのつとて私ども運用をしてまいりたいという考え方でござります。

○下田京子君 再生産を確保することを旨としていることが、生産費を償う形での農家の再生産が保証されるというものでないということは政府の今までの答弁からして明確じゃないですか。生産費補償方式に基づく再生産確保ができるんですか、それは違うでしょう。はつきりしてください、できるのかであります。

○政府委員(京谷昭夫君) 私ども今度の制度で予定をしております保証基準価格の考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。具体的にこの法文の規定に沿つてどのような方式で基準価格を算定し、どのようなレベルにするかということにつきましては、たびたびお話しを申し上げておりますように、今後畜産振興審議会での御論議等各般の御意見をいただいて方式なり、またその方式に基づく価格算定という作業を行つて、法律の趣旨にのつとつた方式なりあるいはレベルというものを具体化してまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

○下田京子君 紛れがないようにはつきりさせておきたいんですけど、「再生産を確保することを旨として」と。しかし、それは再生産を確保するものではないんだ、というのはこれはやつぱり政府の答弁なんですね。現在の保証基準そのものが、ここに書いてありますけれども、「異常な低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであつて生産費を保証するものではない」というふうに私は思っています。それでは、これが何を意味するものではないか、これが何を意味するか、そこにはまだ「再生産を保証する」だけではなく、「異常な低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和する」ために実施しているものであつて、生産費を保証する趣旨のものではない。」といふうに、これは政府答弁書で言つておるんです。だから、今の水準を目安にして保証基準価格を決めますよ、こういうわけですからね。もうどうだいこれは再生産を保証する

同時に、局長自身がこの本の中で述べになつてますよね。農政ジャーナリストの会編で「牛

肉自由化と今後の展望」というのを見せていただきました。その中にこう書いてあります。現在の水準というのは、輸入梓撤廃後には二度と再現されないだろう。ですから、つまり子牛価格が今まで高いときもあつたが何とかやつてこれたけれども、これから決める保証基準価格というものは最低の下支えなんだ、そういう内容だということは明確になつてゐるわけです。あたかも保証するような格好でごまかしたんじゃないけれどね。

次にはつきりさせたいのは、繁殖農家にとって保証基準価格そのものも低く抑えられるのに、さらに問題なのは、将来的には限りなく合理化目標価格に近づけていく、こう言つておるわけですね、局長。

○政府委員(京谷昭夫君) 保証基準価格の考え方をめぐるいろんな御論議ありましたが、私どもとしては、現在御提案を申し上げております法律の定めるところに従つて的確な算定方式あるいはレベルというものを決めていくつもりであることを再度申し上げておきます。

また、この保証基準価格につきましても、生産コストの低減努力がこれから必要になつてくるわけでございますが、その努力が実現をされる状況に沿つて変動をしていくということは、この御提案申し上げております法案の中にても明示をしておるところでござります。そのためとしましてお話をしごさいました合理化目標価格というものを定めることにしておりますが、この合理化目標価格に生産農家がたえられる状況ができるのには相当の時間がかかるというふうに私ども考えております。大変大きな課題ではござりますけれども、そういう目標を持つて努力をしていくんだというふうには思つておりません。

○下田京子君 短期間にはそういうふうにできな

い点では、飼肉基本方針等によれば昭和七十年に現在よりも一、三割のコストダウンと。この法律に仕組む合理化目標価格というのはそれよりもさらに低い水準、こういうことを言つてありますね。現行の保証基準価格そのものが二十九万二千円でしよう、全国。それよりさらにということになりますと、さつと二十万近くになるんじやなかろうかと思うんです。単なる何か目標のように今お話を言われていますけれども、局長、やはりこのお話の中でこう言つておるんです。

価格引き下げもんびり行つてはだめだ。しかも、引き下げのゴールとして具体的に、和牛で二十万円、乳牛雄で十万円、水準もお示しになっています。さらに、繁殖経営で二十頭、三十頭の経営規模にならないと二十万円程度の素牛価格を供給する実力はつかない。ここまでお述べになつております。私たち、当然それはコスト軽減といふことに反対しませんし、從来からずっと言ってきたんですよ。しかし、今のようなことで言われますと、現に二十頭以上の繁殖経営というのを供給する能力はつかない。これまでお述べになつております。私たち、当然それはコスト軽減といふことに反対しませんし、從来からずっと言ってきたんですよ。しかし、今のようなことで言つてきました合理化目標価格というものを定めることは全繁殖農家のうちの一・九%にしか満たないんです。つまり、先ほどから言つておる保証基準価格といふ、その保証という基準価格はどのクラスの価格を保証するのかというのは、局長の頭でいえば二、三十頭以上、二十万ぐらい、そういうところは償いますよという論ではありません。だから逆に言うと、それ以外の残り九八%近くは繁殖農家はおやめなさい、こういうふうに法律では読めるというふうに私は思います。それは法律事項にしてあるということなんですね。そうでしょう、違いますか。

○政府委員(京谷昭夫君) いろいろなお話をお伺いしたわけでござりますが、私ども合理化目標価格を何といいますか、時間的ラグをもつて決め、どういう水準にするかということについてはまだ確定的な考え方を持つておるわけではございませんが、私ども現在考えております合理化目標価格といふのは、三年ないし五年ぐらいのタームでの目標値をしかるべきタイミングで決めていくこと

が妥当ではなかろうか。もちろんそれは国内の合理化の状況、あるいはまた輸入牛肉の状況等に対する応した対抗条件というものの整備の状況に応じて見直しをしていくことにならうかと思いますが、そういう目標価格を持ちながら毎年適切な保証基準価格を決めていく、こういう仕組みを考えたおわけでございます。

この運用は当たりまして長時間なことルートとして何を考えるかというふうなお話が、私は農政ジャーナリストの会で関係する記者の皆さんとんと論議をした際の発言を引用しての御発言でござりますが、私は、そういう場での論議をする際に、問題をできるだけ明確化するために多少誇張的に表現をしている部分もないわけではないわけであります。具体的な制度の運営に当たりましては、現実に即して、関係者の大方の御了解を得られるような手順を踏んで適切に制度の運営に当たるつもりでございます。

私 先ほど先生がお詫びにございました輸入牛  
肉に対抗できる牛素牛価格につきまして、国境措置  
なりあるいは品質格差というものを頭に置いて、  
大麦大胆な形で対抗条件として考えると二十万、  
十万ということを申したことは事実でございます  
が、現在御審議をいただいております制度の運営  
に当たりまして、直ちにそういうものを押しつけ  
していくというふうなことは全く考えておりませ  
ん。

○下田京子君 否定しなかつたわけです。そして  
私も、直ちに今こういうことをなんということとは  
質問もしないわけですし、問題は法律の仕組みで  
で私が指摘してきたとおりだということなんんで  
す。事運用という面はまた別な話なんですね。  
さらに申し上げたいことは、自由化によって輸  
入牛肉が下がるということを前提にこの法律を仕  
組んでおられますね。そうしますと、安い牛の牛  
肉輸入をという圧力がもつと強まってくるのじゃな  
いか。そのことについては他の委員に対してもう  
それは承知しているとコマーシャルベースでそ  
れも進めていくというお話をございました。私は

現に、六十年にオーストラリアから子牛が二千八百八十九頭でした。それが異常円高もあってでしょう、六十一年一万九千二百八十頭にふえました。そして、六十二年には何と二万四千九百九十頭にふえています。そして、今後さらにこの子牛輸入はふえるでしょう。なぜならば、現に日商岩井がバックについておりましてマリーグレイという日本の牛肉生産の約半分ぐらいで仕上がる、その輸入を現地で仕立てておる畜産会社があります。御存じだと思います、神明畜産です。そして、この神明畜産は現在日本に二十カ所の牧場を持つていますが、新たにことしの六月十日、北海道は白糠町で町と協定を結びました。肥育専門の牧場です。八千六百四十頭ここで肥育をして牛肉に仕上げる。片やその素牛は、この神明畜産がやつているオーストラリアからの素牛で行う。こういう恰好になりましてまさに繁殖農家は大打撃を受けるんじゃないかな、そういう心配は全くしておりますせんか。

○政府委員(京谷昭夫君) 子牛の輸入の問題でございますが、たびたび申し上げておりますとおなり、私ども、国内の牛肉需給状況を反映しまして国内における肥育需要が増加をし、国内でその素牛を十分に供給できないという条件下で、輸入子牛に対する需要が大変増加をしておるということを申し上げております。

ただ、この子牛の輸入問題については、私どもは国内における子牛生産の維持発展との調整の問題、それから生きたものを入れるために、家畜防疫上の観点から一定の条件を確保する必要があるために厳正な検疫を通過させることにしておる。その検疫施設の能力に限度があるから、そいつた需要には一定の限度があるということを繰り返し申し上げておるところでございます。

私どもとしてはそういった考え方で、長期的に牛肉の防疫関係との子牛輸入についての因果関係が、どういうふうに動いていくかということを

○政府委員（京谷昭夫君）子牛の輸入の問題でございますが、たびたび申し上げておりますとおられますが、六十年にオーストラリアから子牛が二千八百八十九頭でした。それが異常円高もあつてでしょう、六十一年一万九千二百八十頭にふえました。そして、六十二年には何と二万四千九百九十九頭にふえております。そして、今後さらにこの子牛輸入はふえるでしょう。なぜならば、現に日商岩井がバックについておりましてマリーレイという日本の牛肉生産の約半分ぐらいで仕上がる、その輸入を現地で仕立てておる畜産会社があります。御存じだと思います、神明畜産です。そして、この神明畜産は現在日本に二十カ所の牧場を持つていますが、新たにことしの六月十日、北海道は白糠町で町と協定を結びました。肥育専門の牧場です。八千六百四十頭ここで肥育をして牛肉に仕上げる。片やその素牛は、この神明畜産がやつておるオーストラリアからの素牛で行う。こういう格好になりましてまさに繁殖農家は大打撃を受けらんじやないか、そういう心配は全くしておりますせんか。

り、私ども、国内の牛肉需給状況を反映しまして、国内における肥育需要が増加をし、国内でその素牛を十分に供給できないという条件下で、輸入子牛

牛に対する需要が大変増加をしておるということを申し上げております。

は国内における子牛生産の維持発展との調整の問題、それから生きたものを入れるために、家畜防疫上の観点から一定の条件を確保する必要があ

るために厳正な検疫を通過させることにしておき、その検疫施設の能力に限度があるから、そいつた需要には一定の限度があるということを繰

り返し申し上げておるところでございます。  
私どもとしてはそういう考え方で、長期的には  
は牛肉の防疫関係とこの子牛輸入についての因果  
関係が、どういうふうに動いていくかということ

をもう少し見きわめる必要があると思いますけれども、現行、当面の状況下では事態の推移を眺めることもあれば、あるいはまた検疫上の限界もあるということで、やや制限的にこの問題には対応していくとすることを申し上げたところがございます。今度は、そしてこの子牛の輸入に当たりましてどういうふうな国から入ってくるかということにつきまして、國々における巴音土産

者とのいふことは、一しては、国内における肥育農業の問題の判断の問題でございまして、それがいかなるものであるかということは最終生産物の品質なり。そういうことともかかわりがありますので、コマーシャルに任せておるということをございます。

○下田京子君 ですから、その結果がいわゆる繁殖農家経営とかそれから肥育農家経営にかわつて、一定牛の輸入についても限度があるよといつても、神明畜産など後ろに日商岩井もついて企業畜産という形で入つてくる。現に入つてきていたりということを考えると、結局この法律は繁榮をもつぶすことになるんやうなふところ

死農家二ふしに二つかるんやないかとしつことなんですよ。その心配をしていいかと私は質問したんです。

的に肥育農家が合理化目標価格で、つまり安い子牛を手にできるという制度上仕組みがござりますか。

○政府委員(京谷昭夫君)　ただいまのお話の中で、今回の私どもの制度が繁殖農家つぶしではなくかといふような御指摘がございましたが、全く

さようなものではないことを再度御理解をいただきたいと思います。

準について、私どもは基本的には肥育農家が取扱うする子牛価格は自由な取引を前提にした市場価格で現在も入手しておりますし、将来ともそういう形

た構造を前提にしておりまして、制度上も実態も合理化目標価格水準で、固定的に肥育農家が、そういう水準で子牛価格を購入するということは全く予定をしておりません。

○下田京子君 そうしますと、消費者にとっては絶対安い牛肉がちゃんといけるという制度上の仕組みになつてないんです。国内で牛肉価格を下げていくということになれば、やっぱり国内生産の生産費の四割、五割近くを占める牛を下げなきゃならぬ。ですから、肥育農家が合理化目標価格見合いで安定して買えるというところの保証がなければ、こまやかって、こまやかです。それば、

今お話を聞きましたが、制度上も考へてないし運用面でも考えていないというのは、まさにこれは肥料農家にとつても重大だ。さつき申しましたように、企業畜産があつと入つてくるということになりまして、これは制度上欠陥法ですね。もう子牛供給価格安定をちゃんとつくらなきやならないと思います。共産党は、そのところを修正案で出しているんですよ。

さらに、問題として指摘したいのは、牛肉が自由化されれば価格はもう下がる、下げ一方だといふふうに思ってもらひますが、上がるこゝうう

〇政府委員(京谷昭夫君) 一般的に輸入枠撤廃等によりまして輸入量が増加をしますれば、他の条件に変化がない限り価格は低下傾向をたどるといふことは断じてないんですか。

う一般論を私どもかねてから申し上げておるところでございます。通常の需給原則でもそういうことが言われるわけでございます。

ただ、現実の価格の形成に当たりましては、例えば輸入牛丼についていろいろな変動があるわけでございます。国際的な需給あるいはフレートの状況、さらには特に、国内で流通する場合には為替の状況、そういうことで一たん下がつたものがある時点ではまた若干上がるというふうな事態、見る限り

○下田京子君 一般的には価格が下がるんだと、  
うなじでつぶつぶくちを舌してつぶす。直子  
す。 態は、観念論としては考えられるところでありま

あとはないみたいをお詫びしているけれども、  
変われば変わるものですね。  
今までずっと政府が何と言つて いたかといつたら、  
確認したいんですけども、一つは、牛肉と

いうのは今の生産形態からいつて、一頭肉牛を育てるのにはおおむね三年ぐらいかかるんです。一定のビーフサイクルというのがあるんですね。それが、アメリカあたりですと十年。このビーフサイクルで、現実的には一九八五年にアメリカの場合に一億四千万頭を超えるはずだったのに、それが逆に八年で九千九百万頭、二十五年前にダウンしちゃった。ビーフサイクルそのものも、今までだんだんふえていつたけれども、下がりの傾向になつてきているというようなことで需給が逼迫するというふうに今まで説明されていませんでしたか。

○政府委員(京谷昭夫君) 価格変動をめぐりまして、一方的な下げではなくて、やや厳密に言うと

短期的には上下の振幅があるということを先ほど私がお答え申し上げたつもりでございます。傾向的に低下の方向をたどるであろうということについてひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、ただいまお話をございましたビーフサイクル、これは各国で生産条件が違いますので、若干その読み方に差がございますけれども、

御指摘のとおり日本の場合だと、生産量なり価格について七年を単位とするような変動、アメリカ、豪州についても若干の類似の現象があること

御指摘のとおりでございます。その際に、外国のビーフサイクルの影響といふものが国際需給にも一定の影響を与える場合があり得るということは、從来からも申し上げてきておりますけれども、国際的な需給の逼迫もあり得るということについて、さほど短期的に危機的な状況が起るこというふうな考え方私は私ども申し上げたことはございません。

○下田京子君 私は、短期的だと長期的だとかとも言つてないんです。国際的に牛肉というものの需給は逼迫している、あなた方もそう言つてきただけです。「牛肉をめぐる事情」、なぜ牛肉自由化できないか。昭和五十九年二月、農林水産省が出した文書にちゃんと言つてあるじやありません

か。私が今指摘してきたことは、ここで皆さんがあつておられたことを言つておられるんです。そこで、明確に申し上げますと、牛肉の国際的貿易市場はお

米よりも狭いと言つておるんです。そうしてよ

う。「世界の牛肉需給は、量・価格の面で不安定で、

長期的にはひつ迫基調にある。」こう述べておる

んです。だから、確かに短期的にとは言つてない

です。しかし長期とはいつかということになる

と、ビーフサイクルですから七年とかなっていく

わけですね。

現実にどうかといいますと、今口蹄疫の非汚染

地区からの輸出量というのは国際的に百五十三万

トン、そして世界の牛肉輸出量に占める日本の輸

入量はどうかといえば、これから三年間六万トン

ずつふやすということになると、現在の二十二万

トンに十八万トンですから約三十九万四千トンに

なるわけです。そうしますと、何と全体の二六%

を日本が輸入してくる、こういう事情になるわけ

ですね。国際的に出回っている量も逼迫傾向にあ

る、その中で日本はもつと輸入量をふやすとい

うことになりますから、本当に限られた分での引つ

張り合いになります。国際的に牛肉が高くならな

いという保証は逆に言つたらどこにもない、こう

いうことが言えるんじゃありませんでしようか。

長期だの短期だの、ごまかさないでください。

○政府委員(京谷昭夫君) 我が国が、貿易対象と

して選択をできる牛肉の輸出国は、御指摘のとお

り我が国の畜産の安全確保ということで口蹄疫の

非汚染地域に限定をしております。その中で、生

産量が一九八六年のデータで約百五十万トン強で

あることは御指摘のとおりでございます。

状況下で今後我が国が輸入量を増加した場合

に、生産量がこの水準でとまつていれば一定のイ

ンパクトを与えること、そのことによつて国際需

給にあるいは国際価格に一定の何といいますか、

上昇効果を持つことは事実でございますが、この

問題は大事なことです。私たちも從来から指

してまいりました。そこで、まずはつきり申し上

げたいところなんですが、コスト引き下げのため

には、アメリカ、豪州等は土地条件等も違うので

無理、できたらECと同じような形に近づけてい

きたい、こういうふうにお述べになつておられたと思

いますけれども、これは今も変わりございません

ね。

○政務委員(京谷昭夫君) 牛肉に限らず、一般的

に畜産物の生産コストの低減が從来から大きな課

題であつたわけでございます。その生産コスト低

減の目標としまして昭和五十七年に策定をしまし

た酪肉基本方針の中におきまして、一つのめどと

して、日本と比較的条件の似ておりますEC並み

の生産コストということを標榜いたしまして努力

目標を設定したことは事実でございます。

そういう目標につきましては、それなりに国内

にくつくといふには私ども現実問題としては

考えておらないところであります。

○下田京子君 いずれにいたしましても、国際的

に牛肉が市場に出回る量というのは限られています。

長期的に見れば、大体この牛肉生産といふのは

は長期的に見なきやいけないですから、だか

らビーフサイクルというのがあるわけですから

ね。そうなると、かなり不安定要因があるとい

うことを否定はできないわけです。

そういう中で、制度として今回仕組んだものは

何かといえば自由化したら値段が下がる、そし

てそれに見合ひ形で繁殖農家をもつと下げていただ

くというわけで、繁殖農家にもダメージが与えら

れ、肥育農家にとっては合理化目標価格で安い物

が買えるという保証がない中で、畜産企業などの

形が進出していく。なつかつ、さつきも申され

おりましたが、消費者に確實に安いしかも安全な

牛肉が渡るという保証もない。まさにこれは大変

な法律だと思います。

ずっと言つておられますけれども、国内でも自

由化を前提にしてコストを引き下げしなきやなら

ないんだ、こう言われております。コスト引き下

げ問題は大事なことです。私たちも從来から指

してまいりました。そこで、まずはつきり申し上

げたいところなんですが、コスト引き下げのため

には、アメリカ、豪州等は土地条件等も違うので

無理、できたらECと同じような形に近づけてい

きたい、こういうふうにお述べになつておられたと思

います。

○下田京子君 土地条件からいつたらEC並みに

いうことがやつぱりこれは最大限考慮される

ところで、それ以上に規模を拡大しろなんというの

を考えられないですよね。今お話をありましたよ

うに、もうEC並みになつたんです。そのことを

説明するために数字確認しましょよ、局長さ

ん。

一九八〇年、キログラム枝肉で日本は千二百十円でした。その当時のEC価格はキログラム八百五十円でした。ですから、日本が一〇〇とするとECは七〇%ですね、それが一九八七年です。

これを八〇年為替レートと同じで見れば幾らになるかといえば日本は千百五十九円です。ところが同じ為替レートで見ればECの価格も枝肉キログラム当たり千八十五円で、そして日本が一〇〇とすればEC九四、こういう価格になつてていると思うんですが、間違いございませんね、数字は。

○政府委員(京谷昭夫君) 御指摘のような考え方での計算をいたしますと、お話のような数値になることそのとおりでございます。

○下田京子君 そうしますと、これは今の価格差がなぜ広がつているかというのは、農家の責任じゃないということがはつきりしたわけです、そうですね。経済全体のいわゆる異常高の中で出てきていることなんです。そういう中で、農家が苦しんでいるのにさらに追い打ちをかけようというんですかと、こう申し上げたいわけです。とにかく政府がずっとと言つております規模拡大、この規模拡大でこそコスト削減をとつとおしやつてあるんですが、規模拡大で本当にコスト問題解決できるんだろうか。一番いい例が、農用地開発公団が進められてきた畜産開発基地やなんかだと思います。

具体的に聞きます。福島県の場合には公団事業が七地区ござります。その七地区の農用地開発公団事業が果たしてすべてうまくいっているといふうな御認識ですか、どうですか。

○政府委員(松山光治君) 福島県だけではなくて、全国各地で公団事業が行われておるわけでございますが、一部には経営上の困難を抱えている経緯もあるわけござりますけれども、全体として見ますれば、未墾地を開発いたしまして大規模な畜産基地を形成し、畜産物の安定供給を図つていくという政策のねらいは達成しつつあるのではなかろうか、このように考えておる次第でござい

ます。

○下田京子君 まさかすべて間違つていたとは言いたくないでしよう。ただし、私は全国ベースに言ふと紛れが多いから福島県で七公団事業の中ですべてそこに限定してきてるんです。物事がわかりやすい。だから、うまく全部いつているというふうに認識しているかと聞いたんです。福島県の七地区公団、これはすべてうまくいってないんです。具体的に言います。これは南部地区の話です、阿武隈南部です。ここには鮫川村と塙町の農家が入植しています。そして鮫川村で三百戸の共同牧場が神明畜産に売却されたということを御存じですか。

○政府委員(松山光治君) 麓山区域は、御案内のようすに福島県内の他の地区とは異なりまして完全に入植と申しましようか、そういう形の大規模農家が多いわけでございますが、そういう農家につきましてかなりの経営困難を生じておるものもございまして、そういう農家を対象といたしまして県が特別の対策を講じておるという事情は承知いたしております。

○下田京子君 お尋ねの事例は増反農家の例だと思いますが、御指摘のございました鮫川村で草地十七ヘクタールの造成、それを増反で取得いたしまして肉用牛の共同経営を行つておりました三戸の農家があるわけですが、これがその後の後継者がいないとか、それから四年続いたり冷害に見舞われたとかといったような事情がございまして、そういう個別の事情から草地等の一部を売却したという事実があることは承知をいたしております。

○下田京子君 さらに聞きますけれども、同じく阿武隈南部の塙町です。十二名中の農家の内で四名の農家が五十七年以来から償還未払いに至つてゐる、その償還未払い金額が六十三年九月時点で二千二百二十八万円、これは今言われたような災害云々だとかということもあるでしょうが、それらに起因するものではないというふうなことも踏まえて、県、町からも伺つておりますし、私も調査に行ってまいりましたが、このことは御存じですか。

○政府委員(松山光治君) 今、手元にその塙町の具体的な数字を持つておらぬわけですが、六十二年度の場合五戸の農家が八百六十万ちょっとの未納を出しておるという事実は、私も今承知をいたしておりますところでございます。

第二とございます。この農家はいずれももう破産寸前という中で、県当局が独自に酪農家等に当たつて、末端金利一%の低金利の金でもつて負債の実態に合わせた形での償還計画等をお立てになつておる事実は御存じですか。

○政府委員(松山光治君) 麓山区域は、御案内のように福島県内の他の地区とは異なりまして完全に入植と申しましようか、そういう形の大規模農家が多いわけでございますが、そういう農家につきましてかなりの経営困難を生じておるものもございまして、そういう農家を対象といたしまして県が特別の対策を講じておるという事情は承知いたしております。

○下田京子君 さらに、阿武隈の中部の問題について聞きます。ここでは二市二村が参加していますが、特に乾草供給センターのある平田村にあつてことしついに離農が出る、その競争等にかけられて六百九十万円と農民の償還金額を村が肩がわり負担をしているという実態、さらにその乾草供給センターが赤字で村の財政を非常に圧迫しているという事実は御存じですか。

○政府委員(松山光治君) 突然のお尋ねでもございまして、私その事実を承知いたしておりませんので、よく事実を調べてみたいと思います。

○下田京子君 今、七地区のうち四地区まで言いました。事実を調査してないのにうまくいっているなどということを言えるような状態じやないんじゃないですか。

そこで大臣、お話を伺つてくださいましたね。ぜひ御検討いただきたいことがあるんです。つまり当時の金利はどのくらいかというと、農機具等購入費が六・八七、さらに土地基盤整備等は七・〇四%、農業用施設整備は七%です。この高金利のためにもう大変な事態になつてゐるんです。ですから一つは、これは参考人等もお述べになつておきましたが、岩手県経済連の佐々木専務さんは二年代の前後金利かと思ひますが、当時としてみれば割安の財投金利といふことでござります。そういうことで、経営自体をよくしていくというのが基本にならうかと思つております。

大体、今御指摘のございましたような金利は五十年代の前後金利かと思ひますが、当時としてみれば割安の財投金利といふことでござりますけれども、今の段階になつてみれば確かに金利は五%程度の金利のものをと言つておりました。北海道の方は高橋会長ですか、基金の、無利子の要求をしておりました。つまり、思い切った金利の引下げといふことは、まさにそのことを対応しなければならないのではないかとおもいますから、今ここで既に貸しておるものについての金利の引き下げということは率直に言つてなかなか難しい問題を伴つておる。

き下げというようなことを対応しなければならないのではないでしようか。ぜひ再検討いただきたいといふことです。

○政府委員(松山光治君) 多少事務的な状況について、まず私の方からお答え申し上げたいと思います。

ちょっとお言葉を返すようでござりますけれども、私最初のお答えのときに、一部に経営上問題の生じておる農家があるというふうに申し上げたことがあります。したがいまして、今御指摘のございましたよな状態が福島県全域のものではないという点はひとつ御理解をいただきたい。農家によつて相当の違いがあるということもひとつ御理解をいただきなきやいかぬだろうと思います。

そこで、そういう状況の中での農家対策の問題でござりますけれども、私どもといたしましては、今の厳しい状況の中で、やはりせつかくの投資でござりますからそれを有効に生かしていくためにも、ここは飼養管理技術なりあるいは経営管理能力の向上を通じました経営対策、経営指導が非常に重要な問題であろう。現に福島県におきましても、各地区別に県の関係機関なり市町村、農協が参加いたしました特別指導班が編成されました。その指導班が編成されまして、次第でございましたよな状態が福島県全域のものではないという点はひとつ御理解をいただきたい。農家によつて相当の違いがあるということもひとつ御理解をいただきなきやいかぬだろうと思います。

それから、そういう状況の中での農家対策の問題でござりますけれども、私どもといたしましては、今の厳しい状況の中で、やはりせつかくの投資でござりますからそれを有効に生かしていくためにも、ここは飼養管理技術なりあるいは経営管理能力の向上を通じました経営対策、経営指導が非常に重要な問題である。現に福島県におきましても、各地区別に県の関係機関なり市町村、農協が参加いたしました特別指導班が編成されました。その指導班が編成されまして、次第でございましたよな状態が福島県全域のものではないという点はひとつ御理解をいただきたい。農家によつて相当の違いがあるということもひとつ御理解をいただきなきやいかぬだろうと思います。

そこで、私どもとしては個別農家の事情に応じまして償還の円滑化を図つていくという、そういう観点で、例えば自農農維持資金の活用を図つていただくとか、さらには公団におきますやむを得ない農家に対する償還猶予の措置も講じてござります。さらに、御案内のように六十三年度からは公団の事業の償還円滑化特別対策事業ということことで、その年の償還に充てます足らずについての一定の額のものにつきましては、農協等から借り入れましてそれを国、県で利子補給をするというような措置も講じたところでございますし、かつまた六十三年度の畜産物価格の安定、畜産物価格対策の一環といたしまして大家畜經營の体質強化を図るための特別融資も予定されておる。そういうことをいろいろと有効活用していただきながらさせつかのひとつ経営展開を図つてもうまいといふように考えておる次第でございます。

といつて規模拡大で努力してきたこういう青年たちを本当に嘆かすような事態に追い込むことになるわけです。だから、そこをきつちり踏まえて対策をとっていただきたいと思うわけです。重ねて低金利問題あるいはその経営指導の話はようわります。わかるんだけれども、七五%もの国庫補助の中でやつても、なおかつこうことで経営に行き詰まっちゃっているんですから、何らか救済しなきゃならないでしようから、その救済策のためにいろいろとお骨折りいただきたい、農水大臣賞を受けられた青年を再び塗炭の苦しみに追いやることはないという大臣の答弁をいただきたいんです。

こう言われるし、こう言えばまたあ言われるし非常に苦労の存するところでござりますか、私が至らざるところでおざいましょうか、米国は米国の一連の関係があるんだろうなという程度にいたしておきます。

○下田京子君 そうなんです。米国は米国の一連の関係なんです。つまり、米国内でアメリカ提案の背後にいるのは穀物メジャーなんです。

これは米国のミネソタ州農務省のマーク・リツチー氏がこう述べております。「アメリカ案は、元カーギル社上級重役で、今はガット交渉の農産物貿易担当のアメリカ代表であるダニエル・アムスラッツ氏が起草・提案したものである」、そういうことです。そして、「穀物業者は、輸入障壁を禁止せよ」という、アメリカ政府の要求を支持している。」「食糧自給にどんな影響があれ、穀物業者は世界のすべての消費者に制約を受けることな

いただければわかると思うんですが、この丸紅の中金から融資されております。そして、この丸紅はことし十数億円というお金をもつてオーストラリアの四千ヘクタールの牧場を買取り、六千頭の牛の生産、来年から二万四千頭の牛の生産ということを考えおられるそうでありますけれども、短期資金は無担保だというわけであります。こういうことが果たして本当に喜ばしいことなんだと思います。どうふうにお感じでしょうか。

○政府委員(塩鮑一郎君) 丸紅その他の商社と農林中金の融資の関連についての御質問ございましょうが、農林中金は系統の最上部の金融機関として、農業に必要な資金の融通を中心的な役割として果たしているわけでございますが、いわゆる関連事業法人貸し出しということで、中金法に基づきまして、今お話をございました商社等も含められ

○國務大臣(佐藤隆君) 有能な局長連中が答えておるとおりでござります。あなたの言われることは承りました。

○下田京子君 大臣、今最後に言われた、私の言ったこと承ったと、そこ大事ですからね。

つまり低金利です。私は、いろいろ努力してい

る方々に今度の自由化法は大変な打撃を与えるの

じゃないかと思うんですよ。大臣これ後で写真差し上げますからごらんください。

これはことし大臣表彰を受けた私が住んでいる石川町の酪農青年なんです。この彼は北海道で四年、アメリカで三年、そして今酪農を中心いて肥育も含めてやっております。搾乳牛が二十四頭であります。それに昨年から乳雄十頭を実験的に肥育しておりますが、その乳量たるやすごいんですよ。よい牛で一万六千キログラムですか、出さんです。

たようすに牛肉は下がるわ、それから乳価は下げるわ、資材は上がるわ、高金利はさっぱり面倒を見ないわなんてことになつたら、今までEC並みに

○下田京子君 そもそも今回の自由化というのは、だれのためのものなんだろうかということです。前回のときには、大臣資料ごらんになつたら、すぐだから何とも言えぬよ、しかし現地のために役に立つておるとと思う、秩序ある輸入をするように言うよ、こういうことを言われたんだですが、考えてみますと自由化ちやつてから秩序ある輸入なんてあるんだろうかなというふうな疑問も持っていますが、いずれ改めて資料をごらんいただきたいんですけども、その前に指摘しておきたいのは、今回ウルグアイ・ラウンドを行つてモントリオールで御協議されてきたと思うんですが、アメリカ提案というのは農業補助金、それから輸入障壁、十年後完全撤廃、こういう提案ですね。それで、途中具体的に考へることもよしと言われておるわけですが、このアメリカ提案の背後には一体だれがついていらっしゃるか御存じでしようか。

○國務大臣(佐藤隆君) あなたに対するお答えは非常に難しいんでございまして、ああ言えばまた

も述べられているんです。つまり、どういうことかというと、自由化というものは国内における弱肉強食を国際的に広げていくということを意味しているわけです。つまり、その背後にある穀物メジャーなど多国籍企業間の対立をさらに激化させていくということを一つ物語っているのではないだろうかと思うんですが、違うと言いたい切れますか。

○國務大臣(佐藤隆君) 違うとも違わないとも答えるわけにはまいりません。あえて答えるとするならば、アメリカ人の中でもいろんな人がいるだろう、その一人の人があないう考え方を持つたがな、そう言つたかなという程度の感想にとどめておきます。

○下田京子君 いずれにしても多国籍企業、つまり無国籍企業とも呼ばれていますが、どこの国の国民にも責任を持たずひたすらそれぞれの企業の利益を優先させる、こういう人々が自由化の背後で大きな利益をねらっているんです。日本で言えば言わずとした大手商社であります。

そのうちの丸紅の問題なんですね。資料をごらん

に対する貸し出しを行ふ権能が与えられているわけでございまして、現にその業務の一環といたましてもいわゆる産業関連貸し出しを行つておりますが、その一環として今お話しのあつたよう商社に対する短期のいわゆる運転資金の貸し出しが行つてゐるわけでございます。

しかし、これはあくまで国内の農林業あるいは水産業等の活動展開と密接な関連を持つた法人の活動に着目した融資でございまして、先ほどからお話を出ておりますような商社等の海外に進出した現場での生産活動に対する融資活動ではないわけでございます。

○下田京子君 いずれにしても、国内向けだと言いますが、一たん借りたお金は色がついていないんです。ですから、丸紅のことで言えば三百八十億円というのは、これは今回豪州で買い取った牧場のあれからいえば三十近くも買える、そういうことなんです。それをもつて国内の肥育繁殖政策農家に大きな影響が懸念されるというわけです。さらに、三菱商事等はひどいですよ。丸紅の二

倍です。資料に書いてありますか七百十九億円で、農林中金から借りている。これも短期は無担保です。そして、三菱商事と言えば何度でも申上げますが、D.D.T入り等の牛肉を輸入するなどいつでも安全性問題で物議を醸している有名なところでもあります。

さらに問題なのは、これは低利融資だということです。金利は具体的に幾ら言つてもお述べになつていいようですが、国内にあつては農林中金を原資とする例えば近代化資金などどうかと言えども、今度の冷害で借りに行く、そうすれば保証人どうだ、担保どうだ、みんなが借錢しています。借錢してない農家を探してくるのは容易じやないです。ですから現実に借りられないです。どんなに苦労しているか御存じだと思いますよ。これは非常に問題だと思います。

それで、さらに問題なことを申し上げたいんですけれども、資料の一番最後をごらんください。時間がないから私はまず資料の説明を申し上げたんですけども、新しく資料をつけ加えておきました。つまり、アメリカにおけるパッカーの動きであります。資料をみんなには配つてないんだけれども、大臣のところには届いていると思うんですね。

大臣よくごらんになつていてください。

○國務大臣(佐藤隆君) 見ていましたよ。

○下田京子君 はい。それじゃいいですか。

アメリカにおける巨大食肉企業の動きなんですが、アメリカの四大牛、肉パッカー、これは特にI.B.P.というものはオクシデンタル石油が親会社であります。エクセルというのほか有名なカーギルであります。それでもつてそのほかスイフト、モンブラン、四社計でもつて実際に、備考のところをござらんただけばわかりますが、一九八七年で実はこれらパッカーがかなりのところを買い占めておりまして、アメリカ国内牛肉の生産の約七割のシェアを握っております。そして、これらの四大パッカーが日本に進出してきてるという実態であります。

こういう状況を考えましたときに、まさにこれ  
らの動きに目を配らないでいいのだろうか、畜産  
事業団の今度の業務の変更によりまして一元輸入  
しない、買付けしない。ですから、それにかわ  
つて情報収集するということをシドニー、デンバ  
ー等でおやりになる、こういうわけですからど  
も、今までだつて情報は収集できるわけなんで  
す。それらの状態をつかまずして本当に自由化に  
対応しこれら巨大パッカーあるいは穀物メジャ  
ー、日本の商社と太刀打ちして日本の小さな肥育  
繁殖農家が本当に農業をやつしていくのをう  
まく、こういうことを言われてきました。だか  
ら私は今怒りなんです、怒っているんですよ。そ  
れでの資料をお配りしました。私はこういう危  
険を指摘します。そういう重大な問題だといふこ  
とです。

そこで、全く視点を変えて質問申し上げたいの  
は学校給食の問題です。

端的にお答えいただきたいんです。現在の指定  
助成事業等、これらは今の牛肉の輸入の差益でや  
つていたと思うんですが、今度は関税が特定財源  
で肉の方に行っちゃいます。そうすると、乳の方  
はどうするんだろうかということで金の問題が心  
配であります。

〔委員長退席、理事岡部三郎君着席〕

いろいろありますか、すばり学校給食の問題につ  
いてのみ聞きたいんですけども、昭和四十五年、  
学校給食は百八十ccの牛乳を二百ccにしまし  
た。そのときに、子供たちの教育それから体力な  
どを考えてこれだけ飲ませてください、ついでに  
父兄負担を軽くしてくださいということで五円八  
十銭の補助金をつけて百四十億円予算化したと思  
うんです。それが、年々削られて五円八十銭が今  
や何と一般会計からお出しになつてている部分はわ  
ずかに二円六十銭、そして畜産振興事業団から出  
ているのが六十銭、そして国の予算も六十八億三

実際に、これが自由化と相まって財政的な理由で切り捨てるのではないか。もう一つ、臨調、財政審等から見直しを迫られているというのもある中で、学校給食のこれら補助金を削るというようなことがないように大臣の決意を聞かせていただいて質問を終わりたいと思うんです。

○政府委員(京谷昭夫君) お話しございました学校給食の一環で行われております飲用牛乳につきまして、御指摘のような経過で児童生徒の体位、体力の向上、あるいはまた牛乳の飲用習慣の定着というマーケット対策を合わせた意図で学校給食に対する補助を行ってきており、御指摘のとおりでございます。

この問題についてはお話もありましたように、臨時行政調査会あるいは財政制度審議会におきまして、その助成の仕方については大変少額なものであり、一律補助といったような非効率性を持つておる、むしろ受益者負担の原則等の観点から見直していく必要があるのではないかということを提言されておりまして、そういった提言の趣旨と、私たちの従来学校給食牛乳事業に対する助成が果たしてきた役割を調和させながら、六十三年度まで御指摘のような金額に縮小しておりますけれども、対応しておるわけでございます。恐らく議論をこれからまた財政当局との間で行うことになると思いますが、このような臨調なりあるいは財政制度審議会の指摘を無視するわけにもいかないわけでございます。関係者の意見も聞きながら、今後そのあり方にについて私どもも適切な対応をしていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

○下田京子君 大臣から一言。

(理事官部三郎君退席 委員長着席)

○国務大臣(佐藤隆君) それでは一言申し上げます。

一連の共産党修正案のお言葉に始まりまして、何か本当に怒られているような感じがいたしました。

したが、いや怒っているんだといった感じでございました。しかし私は、何かと御激励をいただいていたような感じもいたしました。商社等の資料も、この間私がモントリオールに立つ前にちょうどいたしました。今まで改めて目を通しておりました。何か商社のために農水省があるんだかみたした。何か商社のために農水省があるんだかみたいたしました。今まで改めて目を通しておりますが、日本共産党のためでもなければ、私どもは国民のためにやつておると一言申し上げておきました。

○下田京子君 牛乳、牛乳。牛乳を答えなければダメじゃない。

○國務大臣（佐藤隆君） 牛乳も含まれています。

○山田耕三郎君 私は、まず肉用子牛の生産補給金制度の運用についてお尋ねをいたします。本朝來、本件については質問が集中をいたしておりますので、視点を変えて質問をいたします。

今回の日米合意に伴い三年後に牛肉の輸入自由化が行われました場合には、まず輸入量の急激な増大が予想され、その影響は子牛価格の急落という形であらわれると予想されております。確かに、輸入牛肉と和牛との肉質の相違や日本人の嗜好、わけても最近における高級品志向等を理由に、若干の考え方の相違はあります。大幅な価格の下落が予想されるとの意見が大勢を占めております。最近では、日米牛肉交渉の経過の段階においてさえが先行きの不安に駆られた生産者の動搖等もあって、昭和五十七年から五十九年において子牛価格の急落が生じ、昭和五十八年度は今日の価格の半値以下という状況でありました。自由化による値下がりは当然それを上回る可能性があります。最近では、日米牛肉交渉の経過の段階においてさえが先行きの不安に駆られた生産者の動搖等もあって、昭和五十七年から五十九年において子牛価格の急落が生じ、昭和五十八年度は今日の価格の半値以下という状況でありました。自由化による値下がりは当然それを上回る可能性があります。最も肥育一貫経営農家や肥育に向かうべき子牛にまでその対象が拡大をされようとしているのであります。しかし私は、何かと御激励をいただいていたような感じもいたしました。商社等の資料も、この間私がモントリオールに立つ前にちょうどいたしました。何か商社のために農水省があるんだかみたいたしました。今まで改めて目を通しておりますが、日本共産党のためでもなければ、私どもは国民のためにやつておると一言申し上げておきました。

その財源対策としては、現行関税と引き上げ関税分を特定財源として充当することとし、その規模は五百億円とのことであります。もちろん現行制度の適切な運用とあわせての対応ではあります、若干不安に感じる点もありますので、その代表的なものについてお尋ねをいたします。

第一点は、新しく提案をされております生産者補給金算出の基礎となります保証基準価格及び合理化目標価格の決定についてであります。この両価格の決定は、肉用子牛生産事業の安定はもちろん、ひいては畜産事業の振興を左右する極めて重要な要素になります。それは肉用子牛の再生産を確保することができるかどうかの分かれ目になるからであります。

私は最近、但馬牛の産地のある集落を調査いたしました。

この地域では、九月の市における子牛の価格は平均四十七万円とのことでありました。

十一月の市の前日ある生産農家を訪ねました。美しく手入れされた三頭の子牛が畜舎の前につながれており、御主人に幾らくらいを希望しておられますかと尋ねました。五十万円くらいとの返事でしたが、後日確認をいたしましたところ、一頭は六十万円、一頭は五十五万円、残りの一頭は二万円とのことで、その平均は五十五万七千円、約五十六万円でありましたが、ちなみにその日の市の平均価格は五十二万円とのことであります。この繁殖農家はこの地域でも比較的優良農家と思われます。九月の市に比べ約一割強の高値であり、異常高値との表現が適切かと思います。

自由化を控えて先行き不安の多いときに、なぜこのような異常高値が続くのか。確かに不思議な現象であり、先日ここでの参考人の皆さん方の意見や产地での意見を総合いたしますと、大体次のようにことが考えられます。一つは、日本人の嗜好が例の霜降り肉で代表されます肉質にあること。二つ目は、消費者の高級肉の志向は依然衰えておらない。以上のこともあり、国土保全の立場からも国産牛肉の供給体制は保護されなければならぬという期待感を生産者が持つておいでにな

ります。四番目は、繁殖母牛の減少等にあるようであ

ることで次のように指導をしておいでになります。おいしい牛肉を食べた消費意識は強く、それを評価され需要もあります。このおいしい牛肉をさらに安く生産を確保することができるかどうかの分かれ目になります。

高いけれどもよい品質の牛肉は評価され需要もあります。このおいしい牛肉をさらに安く生産を確保することができるかどうかの分かれ目になります。

社会的経済的情勢に左右されないような優良な子牛が生産されなければなりませんと生産者に呼びかけており、また生産者もこれにこたえ、さきに申し上げました生産農家も、その日の総収入百六十七万円のうちからさらくに肉質の改良を目指して百二十五万円を優良繁殖牛の導入に投資をしておいでになります。肉質改良もこの一頭だけでは済まされず、引き続き投資が必要になつてくる

と思いますが、このような生産農家が中途で挫折するようなことなく、そこそこ肉質改良の目鼻がつくまでの支えは行政としても留意していく必要があると思います。

繁殖農家もこのような異常高値の続くことにはむしろ不安を感じており、もう少し安くともよいから長続きすることを望んでおり、一頭四十万円くらいまでだつたら耐えられるのではないかと私なりの推量をいたしました。

ここで留意していただきなければならないのは、確かに名目価格だけに目を奪われることなく手数料や賦課金、共済金等の間接経費もかなり必要となることをも十分認識をしていただく必要がありますが、価格は今申し上げましたような状態でした。

一方、対照的に検討するために肥育地域も調べてまいりました。この調べた地域での肥育頭数は約六千頭、うち和牛が千頭であとは乳用の雄牛主体の地域であります。成牛価格が堅調なため教わっておりますが、生

ることは御承知のとおりであります。

ここで、農林水産省とされましては、次の点についていかように考えておいでになるのか、御見解をお尋ねいたします。

一つは、保証基準価格の設定についてはどの程度を予定しておいでになりますのか。二つは、さきの局長の御答弁で高級化の動きもあるけれども、低コスト化が肝要との御意見を表明されました。しかし、肉質改良は既に始まつておるのでございます。そういうように、肉質改良のための投資の必要性についてはどう考えておいでになりますのか。必要だとお考えになつておいでになりますが、必ず基準価格の決定においてこのことを十分配慮されるべきだと思いますが、いかがでございま

すか。

以上をまずお尋ねいたします。

○政府委員(京谷昭夫君) 但馬地域、あるいはその他の地域で繁殖經營なりあるいは肥育經營の実情をお調べになり、最近の状況をお聞き取りの上でのお尋ねでございます。

まず保証基準価格 肉用子牛に対する、御審議いただいたております生産者補給金制度の非常に根幹的な部分になります保証基準価格の問題でございますが、たびたび御答弁申し上げておりますとおり、私もとしては法案に明記されておりますように、子牛の生産条件、需給事情、その他の経済事情を考慮して、その再生産を確保することを旨として定めるということにしております。

具体的には、その算定方式はいかにあるべきか、またその方式によつて算定された額がいかにあるべきかということを決めていかなければいけないと思いますが、まだ私ども固定期的な方式なり水準というものを考えておる状況ではございません。制度発足までの期間、畜産振興審議会等を通じまして関係者の御意見を十分にお伺いし、御審議を経て適正な方式あるいは水準の策定に努力をしてまいりたいと思うわけでございます。

それから、肉質改良のための努力が特に繁殖地

域の但馬等で行われておるというお話をございました。私どもも生産者の中では、あるいはマークシットの状況から見て、いわゆる霜降り肉と言われるような高級牛肉についてのマークシットがなかなか輸入牛では代替し得ないというふうな分野があります。

ただ、先生御指摘のとおり、但馬の場合には大変良質な肉質のものを伝統的に生産している地域でございまして、なかなかこの例を一般論として申し上げるのは大変難しいと思いますが、和牛、伝統的に国産の肉専用種でございます黒毛和種につきましては、脂肪交雑等の肉質面において大変すぐれた遺伝的性質を持つておりますが、この特徴を生かしていくことがある限られた条件下で十分可能ではないかと思っておるわけでございますが、やや個別に肉質が、そういう品質面が個別に非常にばらつきが多いという問題がござります。群としてそういう特徴を發揮できるような品種改良、あるいはまた繁殖資源の造成といふことが大変重要な課題であろうと思うわけでござります。非常に個別的に大変高い、何といいますか、繁殖用素牛の導入に高い投資を行うという事になつてきますとリスクが多くなりますので、群として、全体として、平均レベルとしての肉質が確保されるような改良努力というものが大変重要であろうかというふうに考えるわけでござります。

そういうふた投資につきましても、生産条件の一つとして、今後の保証基準価格の算定の上で考慮していくことは当然ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○山田耕三郎君 今日の肉用子牛の異常高値と、その対応についてお尋ねをいたします。

今日までも、肉用子牛は大体六年くらいの周期で上下の変動を繰り返しております。近年では昭和十五年が高値の年で昭和五十八年が安値の底でございました。しかし、今日の高値はその昭和五十

五年のそれよりもはるかに高く、全く異常であり、それが牛肉の自由化を昭和六十六年に控えた今日であるだけになぜなのか、疑問は絶えません。

別の話ではありますけれども、過去一年間好況に推移してまいりましたりん業界のことを考えてみたいと思います。ちりめんの生産量がこの十一月には一年ぶりに対前年同月比マイナスに転じ、好況から一転して減産に迫られています。

好況の引き金は投機が主因と言われる生糸相場の急騰にありました。生糸は、昨年秋から一本調子に上昇、ことしの六月にはついに一・八倍になりました。素材製品ちりめんにも先高・品薄感が広がり、十年ぶりの活況となつたのですが、しかし肝心の最終消費財の着物はそう伸びませんでした。いわばダムに水が満杯になるように、製造、流通の各段階にちりめんがあふれ出したのであります。加えて九月の生糸の急落、受注減という逆流が産地を襲う結果となつております。しかし、このような状態の中につても、だれかはどこかでもうけておるに違いないと思います。

この一年間を振り返ると、経済の主役が金や相場に移り、生産者には厳しい時代になつたと感じないわけにはまいりません。

今年九月、京都市内である闇僚の方が経済学と懇談をされました席上、西暉の代表者が物づくりの立場から、経済は本来生活を豊かにするもの、しかし今は財テクと称して投機的に動いている、まことに嘆かわしい、金融、税制でこの行き過ぎを食いつめてほしいと切々と訴えられました。これに対し出席の闇僚は、私も物をつくらない財テクのような経済は本当ではないと思っていてるうなづかれましたが、何の施策もなさないとまもないます。この挿話と今日の素牛の高値とを同一次元で論じるのには理論の飛躍がありますから適当でないと思います。けれども、この高値の素牛が牛馬になるころには、輸入自由化に対応するための新制度による生産者補給金制度は実施をされ、

保証基準価格も決定されております。今までさえ肥育農家は採算割れを言うでありますけれども、この異常高値の現実をどのように認識しておいでになりますのか。さらには、何らかの対策を考えておられますのか、あわせて御所見をお尋ねいたします。

○政府委員(京谷昭夫君) 御指摘のとおり肉用子牛、特に和牛に顕著に見られるわけでございます。

が、昨今牛肉に関する輸入枠撤廃の方向が明確になりました状況下におきまして、比較的高水準の価格形成がなお継続をしておるわけでございます。

先生御指摘のように、この要因について私どももいろいろ検討しておるわけでございますが、基本的に、この和牛種からとれる牛肉価格については輸入牛肉に対する対抗力がある程度ある、あるいはまた少なくとも現在の高値で購入されたものについては輸入枠撤廃前に採算のとれるようなる形で処分され得るのではないかというふうな期待感がいろいろ重なりまして、今日のような高値水準を形成しているというふうにも思うわけでございます。私ども、安易にそのような考え方につとつて高価格をつけていくということは、長期的な繁衍農家にとっても、肥育農家にとってもいろいろの後顧の憂いがあるというふうなことで大変苦慮することになります。今回の法改正においては、繁殖農家に対しては補給金制度の創設により一応の手立てが講ぜられようとしておりますが、肥育農家に対しては既存制度の活用にまつだけのようございます。肥育農家では、今まで行政主流型で畜産農家とともに畜産振興に努めてきました。それが三年後の自由化とのことではありますが、生産者補給金制度等は、先ほど申し上げましたとおり、自由化の一年前よりの実施でありますところから、もう来年と言つてもよいところであります。

まず、これまでのところはできるだけ早くをしておりますが、私どもとしてはできるだけ早く、本法案の成立を待つて、長期的な見方等について関係者に十分警告あるいは指導をしていく必要があると考えておるわけでございます。

いずれにしましても、御審議をいただいております新制度の運用を通じまして、繁殖農家にとっても対応できる仕組みのもとで子牛価格が鎮静化をしていく、そのもとで肥育経営の継続発展が可能な条件づくりをするということをしていくことが基本であろうかと思います。

ただ、その状態が実現されるまでの間、先生御指摘にござりますように、高い子牛を購入した肥育農家がいろいろ価格変動によつて、最終生産物である牛肉の価格変動によつていろいろ問題が生ずる、こういふ懸念も否定できないわけでございません。

まして、私どもそういった事態に対処しまして経過的な措置にならうかと思いますけれども、肥育農家の所得水準が一定のレベルを下がるような事態については、肥育農家に対する措置を講じ得るような対策を、今回の緊急対策、補正措置を伴うと思いますが、その中で実現するように検討をしていかないと、かようと考えておるところでございます。

○山田耕三郎君 次は、肥育農家に対する所得保障策並びに緊急時の対応策についてお尋ねをいたします。

畜産事業における繁殖農家と肥育農家とはいわば車の両輪の関係にあり、いずれかの輪が機能をしなくなってしまえば全体の事業の崩壊を意味することになります。今回の法改正においては、繁殖農家に対しては補給金制度の創設により一応の手立てが講ぜられようとしておりますが、肥育農家に対しては既存制度の活用にまつだけのようございます。肥育農家では、今まで行政主流型で畜産農家とともに畜産振興に努めてきました。それが三年後の自由化とのことではありますが、生産者補給金制度等は、先ほど申し上げましたとおり、自由化の一年前よりの実施でありますところから、もう来年と言つてもよいところであります。

一つは、肥育農家の所得保障に対する施策はこのほかに考えられないのかどうか。二つ目は、緊急融資等で経営を支援する場合の償還期限については十分配慮をなさるべきだと思いますが、業農家には必要なことだと私自身も思いました。以上申し述べまして、次のことをお尋ねいたします。

○政府委員(京谷昭夫君) 肥育部門の経営安定についての問題でございますが、先ほども若干触れましたが、私ども現在御審議をいただいておりましたが、この点はいかがか。二つの点についてお尋ねをいたします。

また、従前は約六年周期で価格の変動がありました。最近はその周期が若干延びており、その上価格の変動幅が大きくなっている関係で安値に備えることが困難になつてきておりますけれども、それでも心がけ次第では価格調整も可能であります。そのため、その価格調整機能はごくごく限定されるとと思われます上に、不可抗力によるつまづきもありましたが、今後は直接輸入牛肉との競争でありますので、その価格調整機能はごくごく限定されるとおもいます。また、緊急時の対策も考えておかなければなりません。

また、これから牛肉の輸入枠撤廃に対応する経

また、別の肥育者の話によれば、私たち経営者は石油ショックを初めとして何回かの危機に見舞われてまいりました。そのたびに零細畜産農家の脱落はありました。そういうところから零細農切り捨て政策との声も聞かれましたのですけれども、しかしながら、反面その都度実施をされる緊急融資等のおかげで生き残ることのできたのも事実であります。今後は自助努力しかないとの覚悟をしておりますものの、自由化に対する体質の整備ができるまでくらいは肥育農家にも所得を保障する柱となる制度が欲しいものだと思っております。

また、これまでのところから零細農

過の中で、肥育経営についてもいろいろな事態も懸念をされるわけでございます。それに備えまして、当面緊急対策の一環といたしまして現在検討しております補正措置の中で、肥育経営安定のための措置を具体化したいと思っておりますし、また御審議をいただいております特別措置法の中で関税収入相当額を特定財源にすることとしておりますが、その使途については肥育経営に関する対策を含めて肉用牛生産の合理化、経営の安定等について必要な施策の財源にも使うことにしておりますので、そういった手法によりまして対応を考えて、実際に起る事態に対応して必要な措置を講じたいと思っておるわけでございます。

その一環として緊急融資というふうな手法もあ

り得るわけでございますが、現実問題として、こ

とから肥育経営も含めまして大家畜経営の体質強化のための特別融資を発足させております。負

債整理の意図を持つたものでございますが、ここ

におきましても、一般的には十五年あるいは特認

の場合には二十年といったような償還期間を設定して、実情に沿った運営をすべく当面準備をしております。将来の問題についてはまた具体的な実

情に応じて論議、検討をしていくことにしたいと思つておるわけでございます。

○山田耕三郎君 最後に、佐藤農林水産大臣にお尋ねをいたします。

自由化後の素牛の値段はどうなっていくのか、

肉牛の価格はどう変化をしますのか、いずれもこ

れから未知の世界へ入っていくことになります。

常識的な変化の場合にはそれなりの対応も可能で

す。あるいはまた、高値安定の場合にも対応は比較的しやすいと思います。しかし、予想外の安値に見舞われたような場合にはどうなっていくのか。これは生産畜農家の存続をかけた問題でもあります。そういった事態を迎えた場合には、大臣としてはどのように対応しようとする御決意を

持つておいでになりますのか、お尋ねをいたしました。

○国務大臣(佐藤隆君) いろんな事態が予想をさ

れるのではないか、そういうときにどうするかと

いうことでございますけれども、もともと私が御

答弁申し上げておりますように、畜産農家の存

立、畜産経営が存続するよう、こういうことで

外交交渉にかかり、そして外交交渉で足らざると

ころを国境措置、国内措置等を含めてそしてあわ

せて、その目的が果たせるよう努力してきた経緯

にもございますので、さようなことでいろいろこ

ではないかといふまた心配もあるうかと思ひます

けれども、私どもはその心配は要らないのではないか

いか。今まで申し上げたことで庶々とひとつ進め

てまいりたい、かように思つておるところでござ

います。

○委員長(福田宏一君) 他に御発言もなければ、

両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議

ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福田宏一君) 他に御発言もなければ、

両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議

ございませんか。

〔異議なし」と

要求するものであります。

もとより、我が党は、肉牛生産農家の経営を守り、消費者に安い牛肉を供給するために、牛肉生産コストの中で大きなウエートを占める肉用子牛の価格安定対策の抜本的改善を要求してまいりました。本法案は、こういふ要件に部分的にこたえる形をとつて自由化に対する農民の反発を和らげることをねらったものであります。

しかし、本法案は、牛肉自由化を前提とした制度であり、そこに起因する大きな欠陥、問題点を持つております。本法案では自由化による打撃はカバーできないばかりか、自由化によって予想される牛肉・子牛価格の下落を逆手にとって生産者価格の保証水準の引き下げを誘導し、国内生産の縮小をもたらすものであります。

我が党の修正案は、この矛盾、欠陥を抜本的に是正し、国内の肉牛生産を発展させ、国民に安い牛肉を供給することを保障するものであります。その概要是、第一に、牛肉の輸入自由化を法的に追認する条項を削除することであります。

第二は、子牛価格安定制度を抜本的に改善し、繁殖農家と肥育農家の双方を不足払いの対象とし、牛肉生産の発展、消費者価格の引き下げに役立つものとするなどです。また、乳牛雄牛の初生牛、つまり娘子も子牛価格安定制度の対象とし、酪農家の経営を守ることとしております。第三は、生産コストの中で大きなウエートを占める子牛価格の引き下げを牛肉の消費者価格の引けと関税のほか、必要に応じて一般会計からも支出することとし、子牛価格暴落時、暴騰時に肥育農家、繁殖農家が拠出する積立金も財源とすることであります。

第五に、施行期日は公布の日からとし、本制度を来年四月一日からスタートさせることであります。

す。

以上が本修正案の概要であります。委員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

理由の説明を終わります。(拍手)

○委員長(福田宏一君) ただいまの諫山君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案

に対する意見を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○國務大臣(佐藤隆君) ただいまの修正案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長(福田宏一君) これより肉用子牛生産安定等特別措置法案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、肉用子牛生産安定等特別措置法案に対し、我が党修正案に賛成、政府案に反対の立場から討論を行います。

政府案に対する反対の第一の理由は、本法案が繁殖農家の経営安定につながるどころか、零細經營の切り捨てにつながる可能性が強いことであります。

現行の子牛価格安定制度の保証基準価格は暴落時の下支えのためのものであつて、生産費を保証するためのものではありません。繁殖農家は子牛の販売価格がこれを上回るときもあるからこそ、経営を辛うじて維持しているのが実態であります。しかし、本法案が施行されれば、子牛価格が保証基準価格以下の水準に頭打ちにされることは確実であり、たとえ保証基準価格と販売価格との差額が補てんされるとしても、再生産を確保することはできることは明らかです。

さらに、保証基準価格は、将来的には国内価格準、つまり合理化目標価格にまで引き下げられることが法制化されております。これは、零細經營が圧倒的多数を占める繁殖農家の生産実態や生産

コストを無視して切り捨てるものであり、我が国は肉牛資源を掘り崩すものであると言わなければなりません。

また、乳用種初生牛いわゆる娘子が依然として価格安定制度の対象外とされ、価格暴落の危険にさらされようとしているのも重大な問題です。

酪農家にとって子牛の販売収入は副産物以上の位置を占めているのが実態であり、この措置は酪農家に重大な打撃となることは必至であります。

第二に、本法案は、自由化によって牛肉価格が下げ一方になり、子牛価格も下げ一方になることだけを前提にしていますが、これはビーフサイクルや国際的な牛肉の需給関係の不安定さなどの要因を無視したものであります。世界の牛肉需給は、量、価格の面で不安定で、長期的には逼迫基調にあることは政府自身が認めてきたことであり、牛肉が将来にわたって安く供給される保証は何もあります。

輸入牛肉価格が上がり、子牛価格も高騰した場合、肥育農家が子牛を合理化目標価格で購入できる確実な保証は本法案には何ら規定されていません。それにもかかわらず、牛肉の生産者価格は確実に合理化目標価格に見合はう水準に引き下げられるとのことであります。そこで、肥育農家は赤字経営を押しつけられるのですから、肥育農家は赤字経営を押しつけられる可能性が強いと言わなければなりません。

また、消費者にとっても牛内が安く買える保証は何もありません。

以上のよう、本法案は、生産の存立を守るために宣伝とは裏腹に、輸入自由化によって存立が脅かされている我が国の牛肉生産農家を守るものとなり得ないことは明らかであり、安全な食糧の安定的な供給を望む消費者の願いにも反するものです。

肉牛生産農家と経営を守り、消費者に安い牛肉を供給するためには、牛肉の輸入自由化を撤回することともに、我が党の修正案のように、保証基準価格は繁殖農家の生産費を償うことを基準に定めるとともに、肥育農家の経営安定と消費者価格の

引き下げに役立つ子牛安定供給価格を定めることによって、国内の肉牛生産の発展に役立つ制度にする以外にないことを申し上げ、反対討論を終ります。(拍手)

○委員長(福田宏一君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(福田宏一君) 「異議なし」と呼ぶ者あります。

○委員長(福田宏一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより肉用子牛生産安定等特別措置法案について採決に入ります。

○委員長(福田宏一君) まず、諫山君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(福田宏一君) 少数と認めます。よつて、諫山君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(福田宏一君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○村沢君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村沢君。

○村沢牧君 私は、ただいま可決された畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案並びに肉用子牛生産安定等特別措置法案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、民社党、国民連合、二院クラブ、革新共闘の各派及び各派に属しない議員山田耕三郎君の共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用子牛生産安定等特別措置法案に対する附帯決議案(案)

政府は、牛肉の輸入自由化に対処し、国民の要請する良質かつ安全な畜産物の供給について適切に配慮するとともに、牛肉需給の中長期的見通し等を踏まえて、次の事項の実現に努め、

我が國肉牛生産の安定的発展に遺憾なきを期すべきである。

一 保証基準価格については、我が國肉牛生産の振興に資するよう、肉用子牛の再生産の確保が十分図られる水準に決定するとともに、生産者補給交付金の交付に要する経費その他の肉用子牛等対策費については、特定財源化した牛肉等の関税収入相当額から所要額を十分確保すること。

二 ウルグアイ・ラウンドに委ねられている一九九四年度以降における牛肉等にかかる関税率等の国境措置については、国内生産に悪影響を及ぼすことのないよう遺憾なきを期すること。

三 新たに導入される肉用子牛の生産者補給金交付事業が円滑に実施されるよう、現行の肉用子牛価格安定事業の拡充・強化に必要な予算の確保、基金財源の充実その他体制の整備に努めること。

四 肥育経営の体質強化に必要な施策の拡充と予算の確保を図るとともに、地域格差や個々の経営実態に応じた指導助言の徹底に努めること。また、繁殖肥育一貫経営を推進すること。

併せて、国産牛肉の価格安定を図るため、畜産物の価格安定等に関する法律の適切な運用を図ること。

五 素畜費とあわせ生産費の大半を占める飼料費の低減に資するため、飼料生産基盤の整備を拡充すること。

六 肉用牛等大家畜経営農家の負債等の実態を踏まえ、経営の安定に必要な融資・補助施策を拡充・強化すること。

七 肉用牛の生産者補給金交付業務をはじめ、畜産振興事業団の各種業務が円滑かつ適

切に実施できる体制を早急に整備するとともに、業務に従事する職員の雇用の安定を図ること。

九 肉用牛の改良増殖の推進とその資源の拡大を図るため、受精卵移植等の技術の開発・普及に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(福田宏一君) ただいまの村沢君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(福田宏一君) 多数とみとめます。よつて、村沢君提出の附帯決議案は多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、佐藤農林水産大臣から発言をもとめられておりませんので、この際、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○国務大臣(佐藤隆君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(福田宏一君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
う決定いたします。

○委員長(福田宏一君) 次に、遊漁船業の適正化に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者から御意見説明を聴取いたします。

○衆議院議員(菊池福治郎君) ただいま議題となつました遊漁船業の適正化に関する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、近年、国民の余暇時間の増加等

に伴い、遊漁・プレジャーボート等海洋性レクリエーション活動の機会が増大しております。これらの活動は、漁家の所得向上と漁村の活性化に貢献している面もありますものの、一方においては、漁場利用等をめぐり漁業とのトラブルも発生しております。

加えて最近、遊漁船と海上自衛隊の潜水艦との衝突事故を機に、三万四千人に達すると言われる遊漁船業者の実態把握とその業務内容の向上が求められているのであります。

本案は、こうした要請にこたえるため、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し遊漁船業の健全な発達を図るために必要な措置を定めることがあります。

本法は、国及び地方を通じ、遊漁船関係団体に対する指導監督及び適正な漁場利用関係の確立等により、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とするものであります。

本法は、国及び地方を通じ、遊漁船関係団体に対する指導監督及び適正な漁場利用関係の確立等の存続、発展に資するよう運用されることが必要であります。

次に、本案の主な内容について申し上げます。

第一に、遊漁船業を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所ごとに、都道府県知事に届け出なければならぬこととしております。

第二に、遊漁船業者は、気象情報を収集し、営業所ごとに利用者名簿を備え置かなければならないこととともに、都道府県知事は、農林水産省令で定める遊漁船業者の遵守事項を遵守していない者に対して改善命令を出すことができるこ

ととしております。

第三に、農林水産大臣は、遊漁船業の健全な発達を図ることを目的として設立された公益法人を全国遊漁船業協会として指定するとともに、同協会が定める適正営業規程に従つて営業する遊漁船業者は、その登録を受け、一定の様式の標示を行うこととしております。

第四に、都道府県知事は、遊漁船業者等を構成員とする営利を目的としない法人であつて、遊漁業者に対する指導等を適切かつ確實に行うこと

ができると認められるものを、遊漁船業団体として指定することができます。

第五に、都道府県知事は、遊漁船業者等を構成員とする営利を目的としない法人であつて、遊漁業者に対する指導等を適切かつ確實に行うこと

ができると認められるものを、遊漁船業団体として指定することができます。

このほか、立入検査、政府の援助、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

以上が本案提出の趣旨及び内容であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(福田宏一君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。

○委員長(福田宏一君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。——別に御意見もないようですから、これより討論に入ります。

○委員長(福田宏一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
う決定いたします。

○委員長(福田宏一君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

〔参照〕

肉用牛生産安定等特別措置法案に対する修正案

肉用牛生産安定等特別措置法案の一部を次のよう修正する。

目次中「生産者補給金等」を「生産者補給金及び肥育者補給金等」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条・第十四条」を「第十四条・第十五条」に、「第十五条・第十七条」を「第十六条・第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に改める。

第一条中「牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間」を削り、「生産者補給金」の下に「及び肥育者補給金」を加え、「生産者補給交付金等」を「生産者補給交付金及び肥育者補給交付金」に改め、「農業経営」の下に「及び消費者の家計」を加える。

第三条第一項第二号及び第四条第一項中「生産者積立助成金」を「肥育者補給交付金等」に改める。第三章の章名中「生産者補給金等」を「生産者補給金及び肥育者補給金等」に改める。

第三条第一項第二号及び第四条第一項中「生産者積立助成金」を「肥育者補給交付金等」に改める。第三章の章名中「生産者補給金等」を「生産者補給金及び肥育者補給金等」に改める。

2 この章において「子牛安定供給価格」とは、物価その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の肥育者の経営の安定を図るとともに消費者の家計の安定に資することを旨として、政令で定める期間ごとに農林水産大臣が定める金額をいう。

第五条第一項中「生産条件及び需給事情」を「生産費を基準として、物価」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この章において「子牛安定供給価格」とは、物価その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の肥育者の経営の安定を図るとともに消費者の家計の安定に資することを旨として、政令で定める期間ごとに農林水産大臣が定める金額をいう。

第五条第四項中「合理化目標価格」を「子牛安定供給価格」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第六条の見出しを「(生産者補給交付金及び肥育者補給金の交付)」に改め、同条第一項中「第十一条」を「第十二条第一項」に改め、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」の下に「(昭和二十九年法律第八十二号)」を、「限る。」の下に「第十三条第一項を除き」を加え、「合理化目標価格を下回る場合における」を「保証基準価格を上回る場合において、政令で定める基準により、」に「の積立てに要する」を「として積み立てられる」に改め、「をいう。」の下に「第十三条第一項及び第三項を除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 事業団は、平均売買価格が子牛安定供給価格を上回る場合には、予算の範囲内で、第十条第二項に定めるところにより、前項の指定を受けた協会(以下「指定協会」という。)に対し、当該指定協会が肥育者補給金交付契約(協会が肉用子牛の肥育者(その肥育に係る肉用子牛が政令で定める要件に適合する者に限るものとし、法人にあつては政令で定めるものに限る。以下同じ。)に交付する肥育者補給金に係る契約であつて、平均売買価格が子牛安定供給価格を下回る場合において、政令で定める基準により、当該肥育者補給金の一部に充てるための積立金(以下「肥育者積立金」という。)として積み立てられる負担金を肉用子牛の肥育者が協会に納付する旨の定めがあるものをいう。以下同じ。)に係る肉用子牛につきその肥育者に交付する肥育者補給金の全部又は一部に充てるため、肥育者補給交付金を交付することができる。

2 事業団は、子牛安定供給価格とあるのは「当該品種別の生産者積立金から交付する当該品種別の生産者補給金の金額をそれぞれ控除した金額を合算し、その合理化目標価格」を削り、「が政令で定める月齢」の下に「(次項において「肥育開始月齢」という。)」を、「乗じて得た金額」の下に「から、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を控除した金額」を加え、同条次の二項を加える。

2 事業団が交付する肥育者補給金交付契約に係る内用子牛についての肥育者補給交付金の金額は、第五条第三項の政令で定める期間ごと及び指定協会ごとに、平均売買価格から子牛安定供給価格を控除した金額に、肥育者補給金交付契約に係る内用子牛についての肥育者補給交付金の金額を加え、同条第三項を加える。

第七条第二項中「についての生産者補給金」の下に「及び肥育者補給金」を加え、「生産者補給金交付業務」を「補給金交付業務」に改め、同条第三項第一号中「生産者補給金交付業務」を「補給金交付業務」に改め、同項第二号中「生産者補給金交付契約」の下に「締結することができ、かつ、当該都道府県の区域内で肥育される肉用子牛の肥育者のすべてが申請者と肥育者補給金交付契約」を加え、同項第三号中「第十一条」を「第十一條」に改め、同条第一項中「生産者積立金の積立てに要する」を「生産者積立金及び肥育者積立金の積立て並びにこれららの積立金として積み立てられる」に、「の算定及び」を「及び肥育者積立金から交付する肥育者補給金の金額の算定並びに」に改める。

第九条第一項第二号中「生産者補給金交付業務」を「補給金交付業務」に改め、同項第三号中「当該都道府県」を「当該都道府県」に改め、「締結」の下に「拒み、又は当該都道府県の区域内で肥育される肉用子牛の肥育者との肥育者補給金

交付契約の締結」を加える。

第十条の見出しを「(生産者補給交付金及び肥育者補給金の金額)」に改め、同条中「(その平均売買価格が合理化目標価格)」を削り、「が政令で定める月齢」の下に「(次項において「肥育開始月齢」とあるのは「当該品種別の生産者積立金から交付する当該品種別の生産者補給金の金額をそれぞれ控除した金額に」とあるのは「肉用子牛の品種別の平均売買価格」と、「子牛安定供給価格」とあるのは「当該品種別の子牛安定供給価格」と、「控除した金額」とあるのは「牛安定供給価格」と、「控除した金額に」とあるのは「当該品種別の生産者積立金から交付する当該品種別の生産者補給金の金額をそれぞれ控除した金額を合算し、その頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額」と、「肥育者積立金から交付する肥育者補給金の金額をそれぞれ控除した金額に」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の肥育者積立金から交付する当該品種別の肥育者補給金の金額をそれぞれ控除した金額を合算した金額」と、「肥育者積立金から交付する肥育者補給金の金額をそれぞれ控除した金額」とあるのは「当該品種別の肥育者積立金から交付する当該品種別の肥育者補給金の金額をそれぞれ控除した金額を合算した金額」とに改める。

第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項中「生産者」の下に「肥育者」を加え、第五章中同条を第十八条とする。

第十六条第一項中「第十四条」を「第十五条第一項」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十七条とする。

3 事業団は、輸入に係る牛肉についての法第三十八条第一項第一号及び第二号の業務(これらに相当する業務を含む。)に係る法第四十二条第一項に規定する残余を生じたときは、法第四十八条第一項並びに法第五十三条第一項及び第三項の規定にかかるわらず、その残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、当該業務に係る法第四十八条第一項の特別な勘定に繰り入れるものとする。

第十五条第一項中「合理化目標価格」を「子牛安定供給価格」に改め、「その生産条件及び需給事情その他の経済事情並びに」を削り、「確保する」の下に「とともに消費者の家計の安定を図る」を



昭和六十三年十二月二十六日印刷

昭和六十三年十二月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K